

佐世保市障がい者プラン

佐世保市障がい福祉計画・佐世保市障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月

佐世保市

ごあいさつ

近年、国においては「障害者基本法」の改正に加え「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、また、平成26年1月に批准した「障害者権利条約」を実現するため「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など多くの国内法の整備が進められてきました。

本市では、こうした障がい者制度の改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画最終年度を迎える「佐世保市障がい者プラン」、「佐世保市障がい福祉計画」を見直し、今後の本市における障がい者施策の推進を図るため、平成30年度からを計画期間とする新たな『佐世保市障がい者プラン』、『佐世保市障がい福祉計画・障がい児福祉計画』を策定いたしました。

計画策定にあたっては、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とし、「障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「障がいのある人の視点に立った総合的な支援」、「障がい特性等に配慮した支援」、「社会的障壁の除去」を計画推進の基本的な視点としながら、様々な施策に取り組むこととしています。

この計画を推進するためには、市民の皆様、関係団体及び関係機関の皆様、そして行政との協働での取り組みが必要不可欠ですので、多くの皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、保健福祉審議会、地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート等でご協力をいただきました市民の皆様、関係団体及び関係機関の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

佐世保市長 **朝長 則男**

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制と方法.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	7
第1節 人口・世帯の状況.....	8
第2節 障害者手帳所持者などの状況.....	11
第3節 アンケート調査結果からの状況.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
第1節 基本理念.....	26
第2節 基本的視点.....	26
第3節 施策の体系.....	28
第4章 具体的な取り組み.....	29
基本目標1 権利を守っていきます.....	30
基本目標2 自分らしい自立した生活を支援していきます.....	36
基本目標3 社会参加の機会を充実していきます.....	51
第5章 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の事業量の見込み.....	63
1 成果目標の設定.....	64
2 活動指標の設定.....	66
資料編.....	83
1 佐世保市保健福祉審議会条例.....	84
2 佐世保市保健福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿.....	86
3 策定経過.....	87
4 用語集.....	88

※「障がい」の表記について

この計画の中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、その他は「障がい」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい保健福祉に関する取り組みにおいては、障がいのある人が、基本的人権をもつ個人にふさわしい日常生活を過ごせるよう、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いが尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、制度が整備されてきました。

障がいのある人の生活を取り巻く制度や環境は、これまで大きく変わってきており、平成 25 年度には障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。また、国では平成 25 年に「障害者基本計画（第3次）」（平成 25 年度～29 年度）が策定され、共生社会*の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。そして、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等の国内法の整備を受けて、国は平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、その効力は同年 2 月 19 日に発効しています。

また、近年では、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉などの個別的なサービスだけでなく、複合化するニーズへの対応を強化するため、それぞれの福祉サービスについて、相互に、または一体的に利用できるよう体制を構築することなどが求められています。

本市においては、これまで「佐世保市障がい者プラン」及び「佐世保市障がい福祉計画（第1～4期）」を策定し、障がい保健福祉施策の計画的な推進を図ってきました。また、平成 28 年 4 月には中核市となり、障害福祉サービス事業者の指定権限が移譲されるなど、本市の役割は大きく変化しています。

このたび、障がい福祉計画が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正等や本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、新しい「佐世保市障がい者プラン」及び「佐世保市障がい福祉計画」を策定することとしました。なお、「児童福祉法」の改正を受け、「佐世保市障がい児福祉計画」も一体的に策定しています。

※以下、今回一体的に策定した佐世保市障がい者プラン、佐世保市障がい福祉計画、佐世保市障がい児福祉計画を「本計画」といいます。

※「＊」印がついた言葉については資料編に用語解説を掲載しています。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 14 年 2002 年	●障害者基本計画（第2次）の策定
平成 15 年 2003 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 2005 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がい*の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 2006 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー*法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校*の創設、特別支援教育*の推進
平成 19 年 2007 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年 2009 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 2010 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 2011 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 2012 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 2013 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病*などを追加） ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年 2014 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年 2016 年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮*不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

第2節 計画の位置づけ

「佐世保市障がい者プラン」は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。障がいのある人の自立及び社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

また、「佐世保市障がい福祉計画」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、「佐世保市障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）や「長崎県障害者基本計画（第2次）」（平成26年度～30年度）、また、佐世保市における上位計画である「佐世保市総合計画」との整合を図りつつ、「佐世保市地域福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、並びに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

第3節 計画の期間

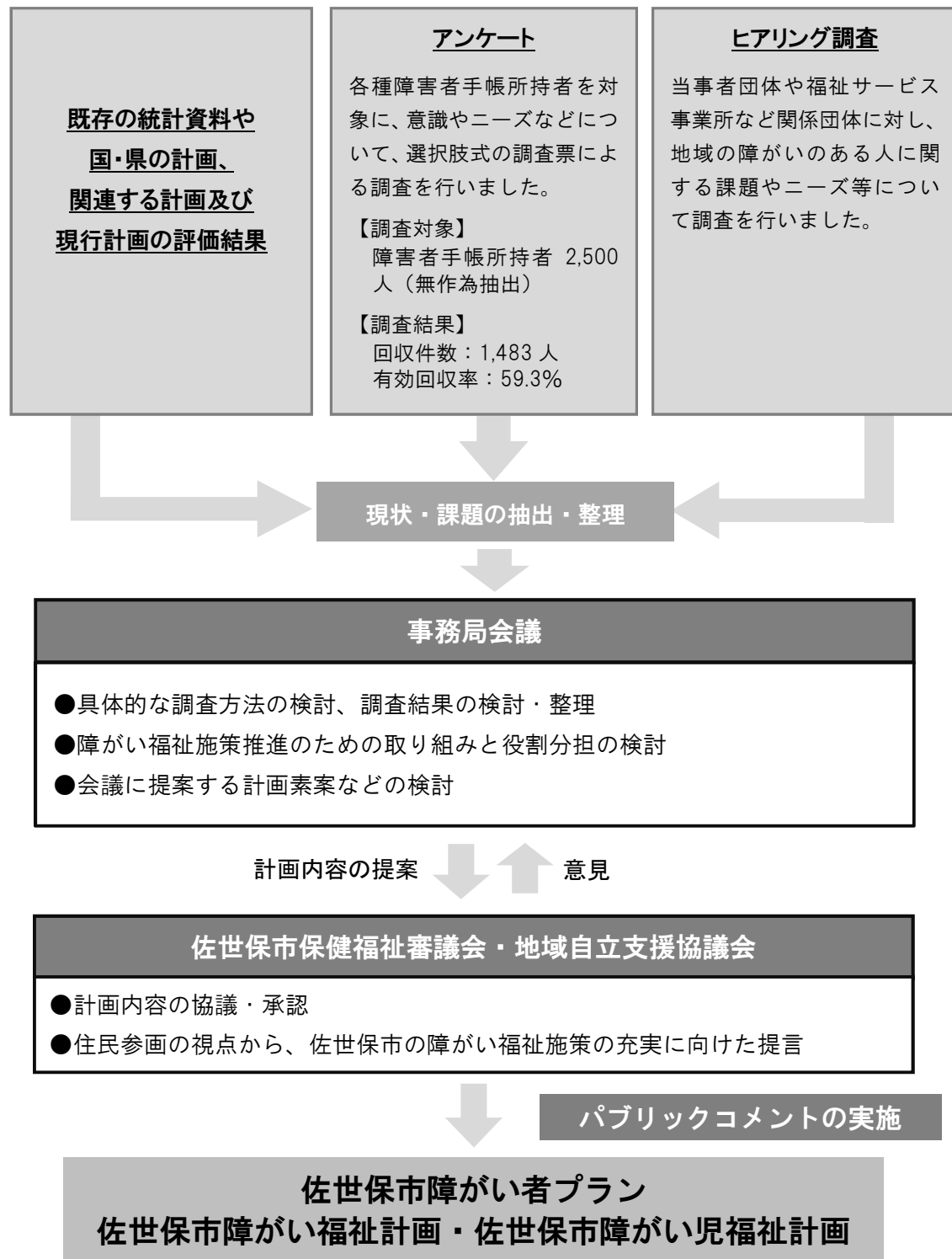
本計画の期間について、「障がい者プラン」は長期の計画であり平成30年度から平成38年度までの9年間とします。また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画については短期の計画であり、法定の期間である3年間（平成30年度～平成32年度）とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
障がい者プラン								
障がい福祉計画（第5期） 障がい児福祉計画（第1期）			障がい福祉計画（第6期） 障がい児福祉計画（第2期）			障がい福祉計画（第7期） 障がい児福祉計画（第3期）		

第4節 計画の策定体制と方法



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

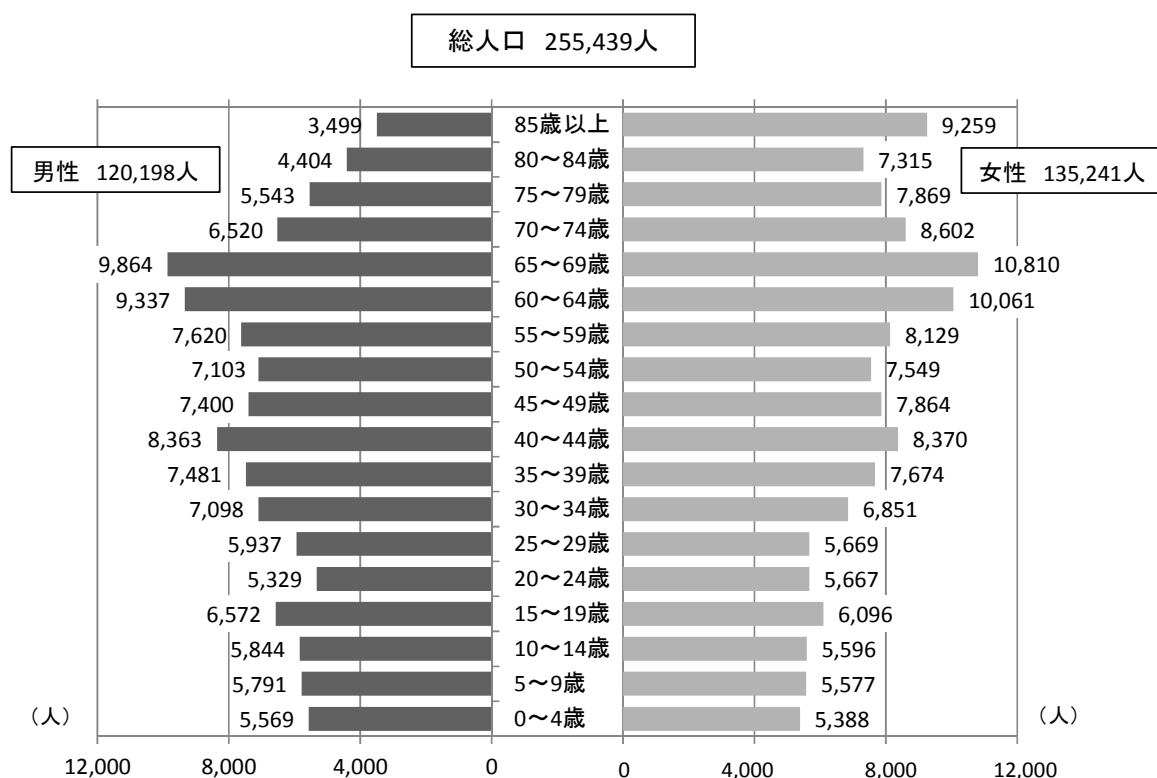
1 人口構造

本市の平成27年10月1日現在の総人口は、男性120,198人、女性135,241人の計255,439人です。人口ピラミッドをみると、いわゆる団塊の世代を含む60歳代後半が多く、14歳以下の年少人口は少なくなっていることがわかります。

また、65歳以上の人口は73,685人で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は29.1%（年齢不詳者1,819人を除いて算出）となっています。

人口の多い60歳代前半が順次高齢者となっていくため、高齢化率のさらなる上昇が見込まれます。

＜人口ピラミッド（平成27年10月1日現在）＞



資料：国勢調査

2 人口と世帯数

本市の人口は、市町村合併により平成 17 年、平成 22 年は一時的に増加しましたが、昭和 35 年をピーク（262,484 人）に微減傾向にあり、世帯数は一貫して増加傾向となっています。

また、年齢 3 区分別構成比の推移をみると、年少人口割合が低下する一方で、高齢者人口割合が上昇しており、少子高齢化がすすんでいることがわかります。

<人口と世帯数の推移>

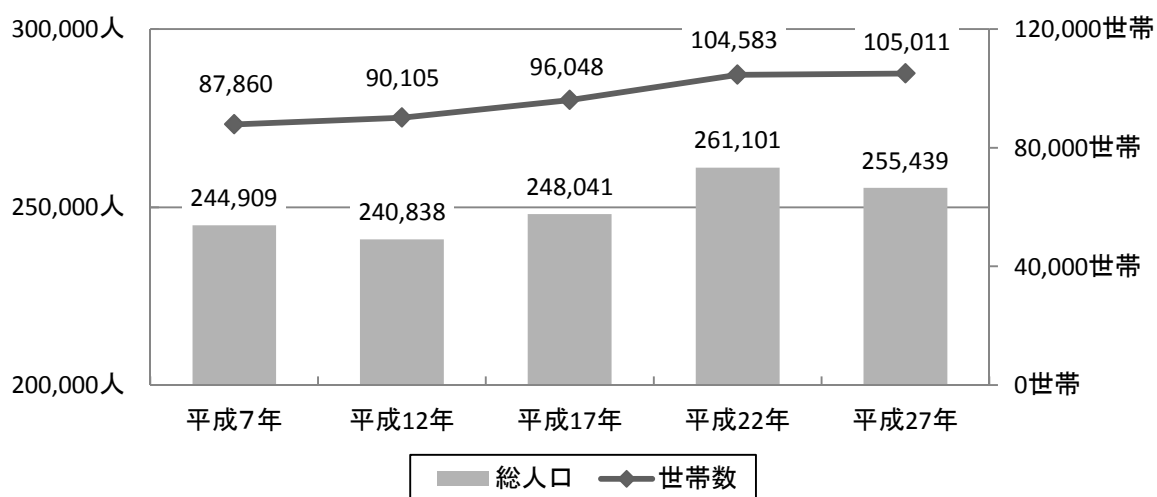
単位：人、世帯

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口（人）	244,909	240,838	248,041	261,101	255,439
男	114,987	113,153	116,726	122,430	120,198
女	129,922	127,685	131,315	138,671	135,241
0～14 歳	41,924	37,027	35,530	35,525	33,765
15～64 歳	160,305	154,143	155,115	156,652	146,170
65 歳以上	42,597	49,123	57,155	66,705	73,685
一般世帯数（世帯）	87,860	90,105	96,048	104,583	105,011

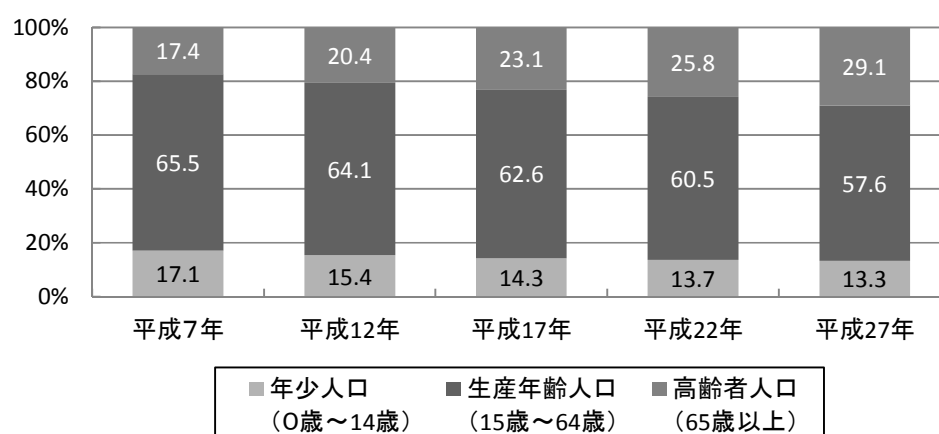
資料：国勢調査

※年齢 3 区分別人口には年齢不詳を含まず。

<総人口・世帯数の推移>



<年齢3区分別構成比の推移>



第2節 障害者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は 14,310 人（総人口（251,134 人 平成 29 年 4 月 1 日現在）の 5.7%）で、うち 65 歳以上が 10,512 人（構成比 73.5%）、18 歳未満が 205 人（構成比 1.4%）となっています。

<身体障害者手帳所持者数>

単位：人

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障がい	18 歳未満	4	1	0	0	1	0	6
	18～64 歳	112	94	20	11	29	16	282
	65 歳以上	289	226	49	56	79	67	766
	小計	405	321	69	67	109	83	1,054
聴覚・平衡 機能障がい	18 歳未満	0	11	6	1	0	14	32
	18～64 歳	36	141	28	29	2	66	302
	65 歳以上	41	166	126	208	7	455	1,003
	小計	77	318	160	238	9	535	1,337
音声・言語 障がい	18 歳未満	0	1	0	0	0	0	1
	18～64 歳	0	4	18	30	0	0	52
	65 歳以上	0	4	65	36	0	0	105
	小計	0	9	83	66	0	0	158
肢体不自由	18 歳未満	66	31	6	5	6	3	117
	18～64 歳	468	457	277	366	326	117	2,011
	65 歳以上	766	955	959	1,473	607	244	5,004
	小計	1,300	1,443	1,242	1,844	939	364	7,132
内部障がい	18 歳未満	30	2	11	6	0	0	49
	18～64 歳	541	12	150	243	0	0	946
	65 歳以上	2,035	29	673	897	0	0	3,634
	小計	2,606	43	834	1,146	0	0	4,629
合計	18 歳未満	100	46	23	12	7	17	205
	18～64 歳	1,157	708	493	679	357	199	3,593
	65 歳以上	3,131	1,380	1,872	2,670	693	766	10,512
	合計	4,388	2,134	2,388	3,361	1,057	982	14,310

資料：障がい福祉課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移は、等級別にみると、1級、4級、6級では増加し、2級、3級、5級で減少しています。

＜等級別身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	4,368	4,403	4,388
2 級	2,222	2,190	2,134
3 級	2,420	2,417	2,388
4 級	3,293	3,347	3,361
5 級	1,066	1,078	1,057
6 級	958	973	982
合計	14,327	14,408	14,310

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

障がい種別にみると、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語障がい、内部障がいでは増加し、視覚障がい、肢体不自由で減少しています。

＜障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

障がい種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障がい	1,109	1,093	1,054
聴覚・平衡 機能障がい	1,318	1,348	1,337
音声・言語 障がい	144	152	158
肢体不自由	7,345	7,262	7,132
内部障がい	4,411	4,553	4,629
合計	14,327	14,408	14,310

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

年齢階層別にみると、65 歳以上の人の増が続いています。

＜年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

年齢	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	225	234	205
18～64 歳	3, 980	3, 810	3, 593
65 歳以上	10, 122	10, 364	10, 512
合計	14, 327	14, 408	14, 310

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

2 知的障がいのある人の状況

本市の療育手帳所持者数は、2,632 人（総人口の 1.0％）で、年々増加が続いています。推移をみると、いずれの程度においてもおおむね増加が続いており、平成 26 年度と比べると B 2 判定の増加が最も大きくなっています。

＜障がい程度別療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

障がい程度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A 1 判定	552	576	575
A 2 判定	395	394	408
A 判定	2	2	2
B 1 判定	591	605	625
B 2 判定	919	978	1, 022
B 判定	0	0	0
合計	2, 459	2, 555	2, 632

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

年齢階層別にみると、18歳未満で平成28年度が減少していますが、全年齢においておおむね増加傾向にあります。

＜年齢階層別療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

年齢	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	368	396	392
18～64歳	1,831	1,849	1,902
65歳以上	260	310	338
合計	2,459	2,555	2,632

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

3 精神障がいのある人の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は2,293人（総人口の0.9%）で、年々増加が続いています。等級別にみると、2級が最も多く、全体の6割以上を占めています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

等級	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	288	304	316
2級	1,268	1,368	1,450
3級	365	443	527
合計	1,921	2,115	2,293

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

年齢階層別にみると、18～64 歳が最も多く 1,849 人（80.6%）と大半を占めています。また、その推移をみるといずれの年齢階層においても増加傾向にあります。

＜年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

年齢	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	3	11	12
18～64 歳	1,581	1,736	1,849
65 歳以上	337	368	432
合計	1,921	2,115	2,293

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

＜精神障がい者の市内入院状況＞

単位：人

佐世保市内の医療機関 （順不同）	6 月末病床数	6 月末在院 患者数	病床利用率
西 海 病 院	300	249	83.00%
佐 世 保 愛 恵 病 院	219	202	92.24%
宮 原 病 院	180	155	86.11%
天 神 病 院	215	180	83.72%
佐 世 保 北 病 院	123	116	94.31%
松 浦 病 院	159	133	83.65%
合計	1,196	1,035	86.54%

資料：長崎こども・女性・障害者支援センター精神障害者入退院状況報告書より
（平成 29 年 6 月末現在）

4 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは、130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成 29 年 4 月 1 日現在、医療費助成制度の対象となる指定難病は 330 疾病、小児慢性特定疾病は 722 疾病となりました。

平成 28 年の特定疾患医療受給者証の所持者は 2,500 人、小児慢性特定疾患医療受診券の所持者は 334 人となりました。

＜特定疾患医療受給者証所持者数などの推移＞

単位：人

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
特定疾患医療受給者証所持者数 (特定医療費(指定難病)支給認定者数)	2,157	2,432	2,500
小児慢性特定疾患医療受診券所持者数 (小児慢性特定疾病医療費支給認定者数)	287	291	334

資料：長崎県及び佐世保市

平成 27 年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

5 障がい児の就学の状況

市内の特別支援学級*及び通級指導教室*の状況は、以下のとおりです。

＜市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況＞

単位：学級・教室、人

区 分				平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特 別 支 援 学 級	知的障がい	小学校	学級数	33	33	37	34
			人数	100	94	100	98
		中学校	学級数	20	18	18	18
			人数	83	63	67	64
	自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	18	27	32	39
			人数	41	59	80	108
		中学校	学級数	15	17	19	21
			人数	33	39	40	50
	肢体不自由	小学校	学級数	5	5	6	8
			人数	5	5	7	9
	弱視	小学校	学級数	1	2	2	1
			人数	1	2	2	1
	病弱(院内)	小学校	学級数	1	0	1	1
			人数	0	0	2	1
	病弱	小学校	学級数	1	1	6	9
			人数	1	1	6	13
	難聴	小学校	学級数	1	4	4	5
			人数	1	4	6	9
		中学校	学級数	0	0	1	1
			人数	0	0	1	1
小 計			学級数	95	107	126	137
			人数	265	267	311	354
通 級 指 導 教 室	情緒障がい	小学校	教室数	10	10	11	12
			人数	144	134	150	169
		中学校	教室数	1	1	1	1
			人数	8	11	9	14
	LD・ADHD	小学校	教室数	1	1	1	1
			人数	16	16	14	12
	言語障がい	小学校	教室数	11	12	12	11
			人数	169	150	167	158
	難聴	小学校	教室数	1	1	1	1
			人数	2	2	1	2
小 計			教室数	24	25	26	26
			人数	339	313	341	355
合 計			学級・教室数	119	132	152	163
			人数	604	580	652	709

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在（ただし、「病弱（院内）」は年間の利用人数））

市内の特別支援学校の状況は、以下のとおりです。

＜市内の特別支援学校の状況＞

単位：人

種別	学校名	佐世保市からの在学者数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
聴覚障がい	長崎県立ろう学校佐世保分校	1	1	2	－	4
知的障がい	長崎県立佐世保特別支援学校	－	40	20	112	172
肢体不自由	長崎県立佐世保特別支援学校	－	27	14	14	55
合計		1	68	36	126	231

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

6 障がい者の雇用の状況

ハローワーク佐世保・江迎管内にある企業の障がい者雇用率は 1.96%です。法定雇用率（2.0%）を達成していない企業の割合は 45.6%となっており、平成 25 年度（6 月現在）の 47.1%から改善しています。

＜ハローワーク佐世保・江迎管内企業の障がい者の雇用状況＞（平成 28 年度）

管轄	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者 雇用率 (%)	雇用率未達成 企業の割合 (%)
ハローワーク佐世保	191	27,312.5	537.0	1.97%	46.1%
ハローワーク江迎	35	4,194.0	82.0	1.96%	42.9%
合計	226	31,506.5	619.0	1.96%	45.6%

資料：ハローワーク佐世保・江迎

※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。

市役所における障がい者雇用率は 2.27%と法定雇用率 2.3%をわずかに下回っており、法定雇用率を達成するためには、1 名足りない状況です。

＜市の行政機関における障がい者の雇用状況＞

部 局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者雇用率 (%)
市長部局 教育委員会 水道局	2,402	2,027	46	2.27%

資料：職員課（平成 29 年 6 月 1 日現在）

第3節 アンケート調査結果からの状況

1 実施概要

1) 調査の対象

平成28年8月1日現在、市内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から無作為抽出した2,500人（身体1,500人、療育500人、精神500人）とした。

2) 調査の結果

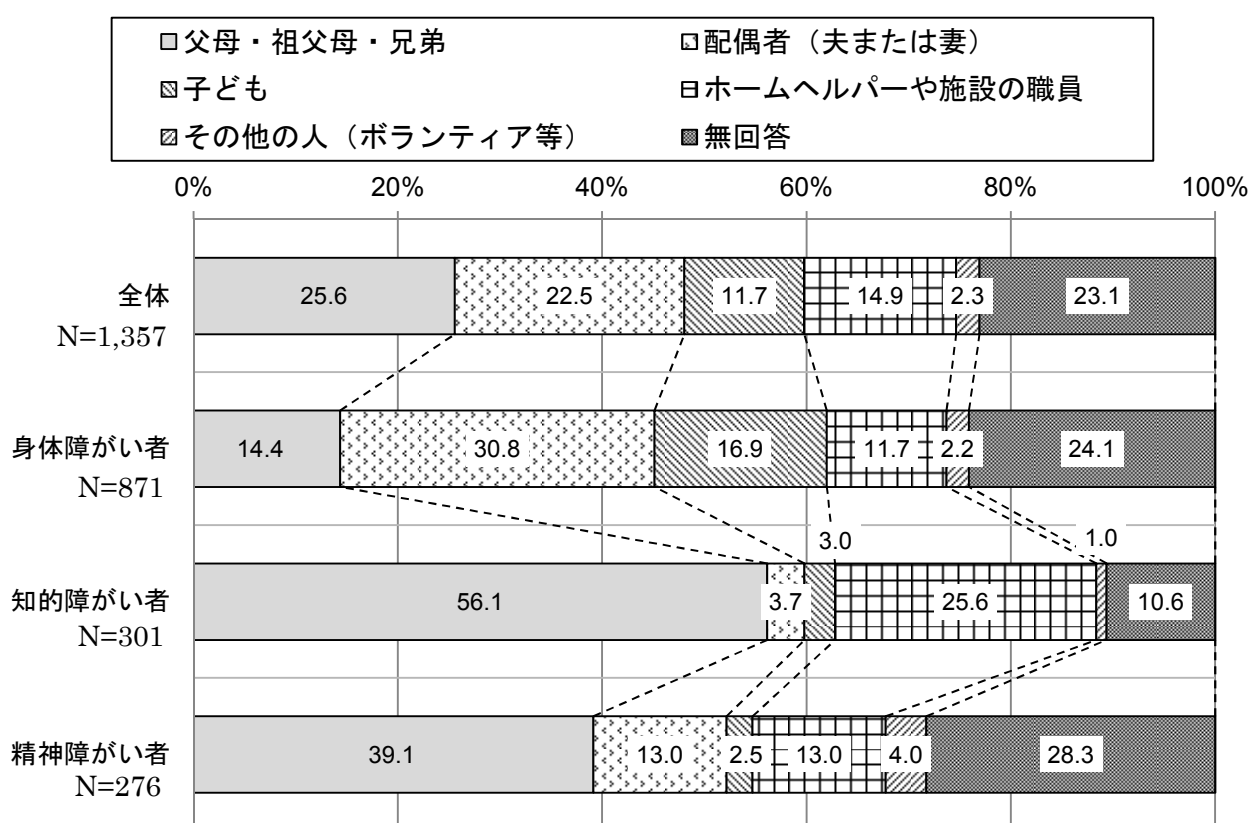
調査対象者数	回収件数	有効回収率
2,500人	1,483人	59.3%

2 結果概要

①主な介助者について

“身体障がい者”では「配偶者」が30.8%と最も多く、“知的障がい者”・“精神障がい者”では「父母・祖父母・兄弟」と回答した人が最も多くなっています。これは、手帳所持者の年齢に起因するものと考えられます。また、“知的障がい者”では、他と比較して「ホームヘルパーや施設の職員」と回答した割合が10ポイント以上高くなっています。

<主な介助者>



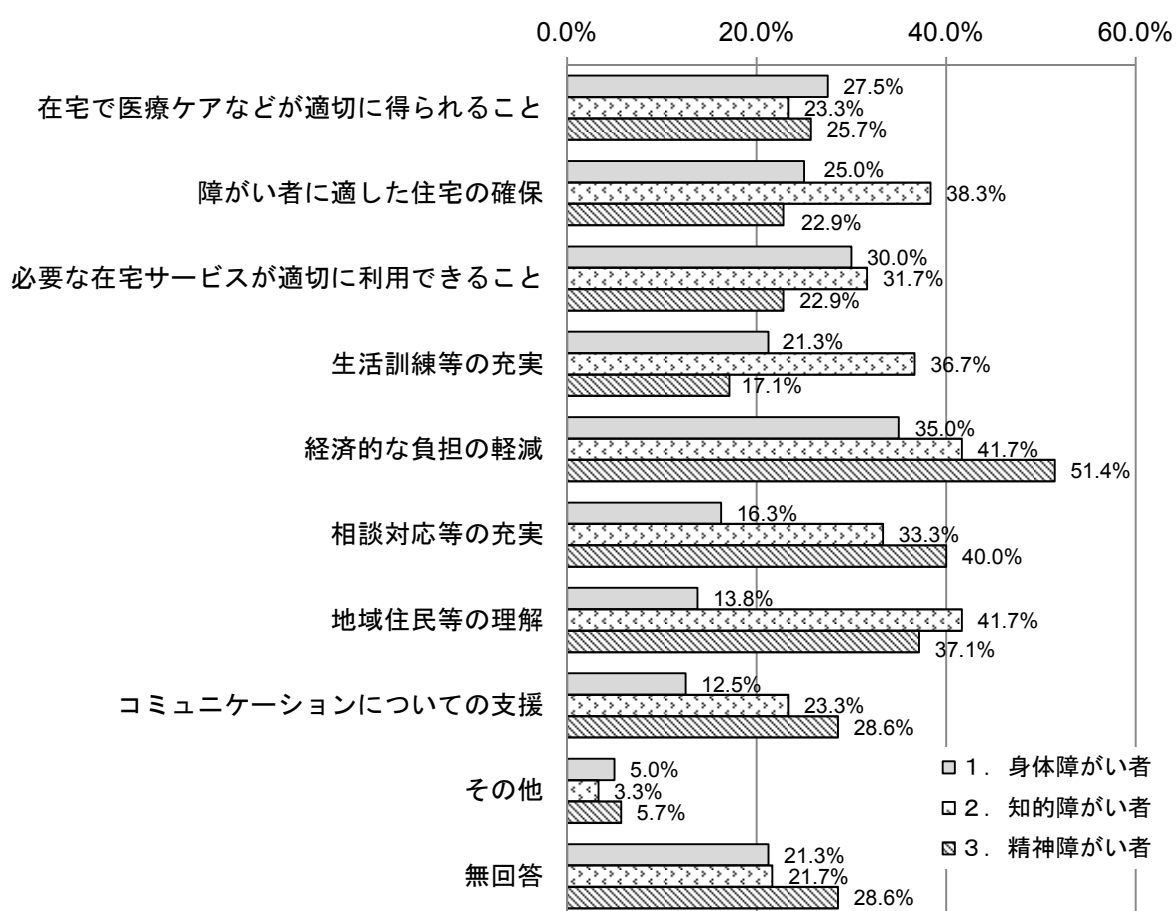
②地域で生活するためにあればよいと思う支援について

全障がい種別で「経済的な負担の軽減」と回答した割合が最も高くなっており、“身体障がい者”で35.0%、一番高い“精神障がい者”で51.4%の値を示しています。

一方、“知的障がい者”は、「地域住民等の理解」が「経済的な負担の軽減」に並んで高く、続いて「障がい者に適した住宅の確保」及び「生活訓練等の充実」で高くなっていますが、“身体障がい者”では、「相談対応等の充実」及び「地域住民等の理解」が他と比べ低い結果となっています。

<地域で生活するためにあればよいと思う支援>

※「病院に入院している」または「福祉施設で暮らしている」方のみ

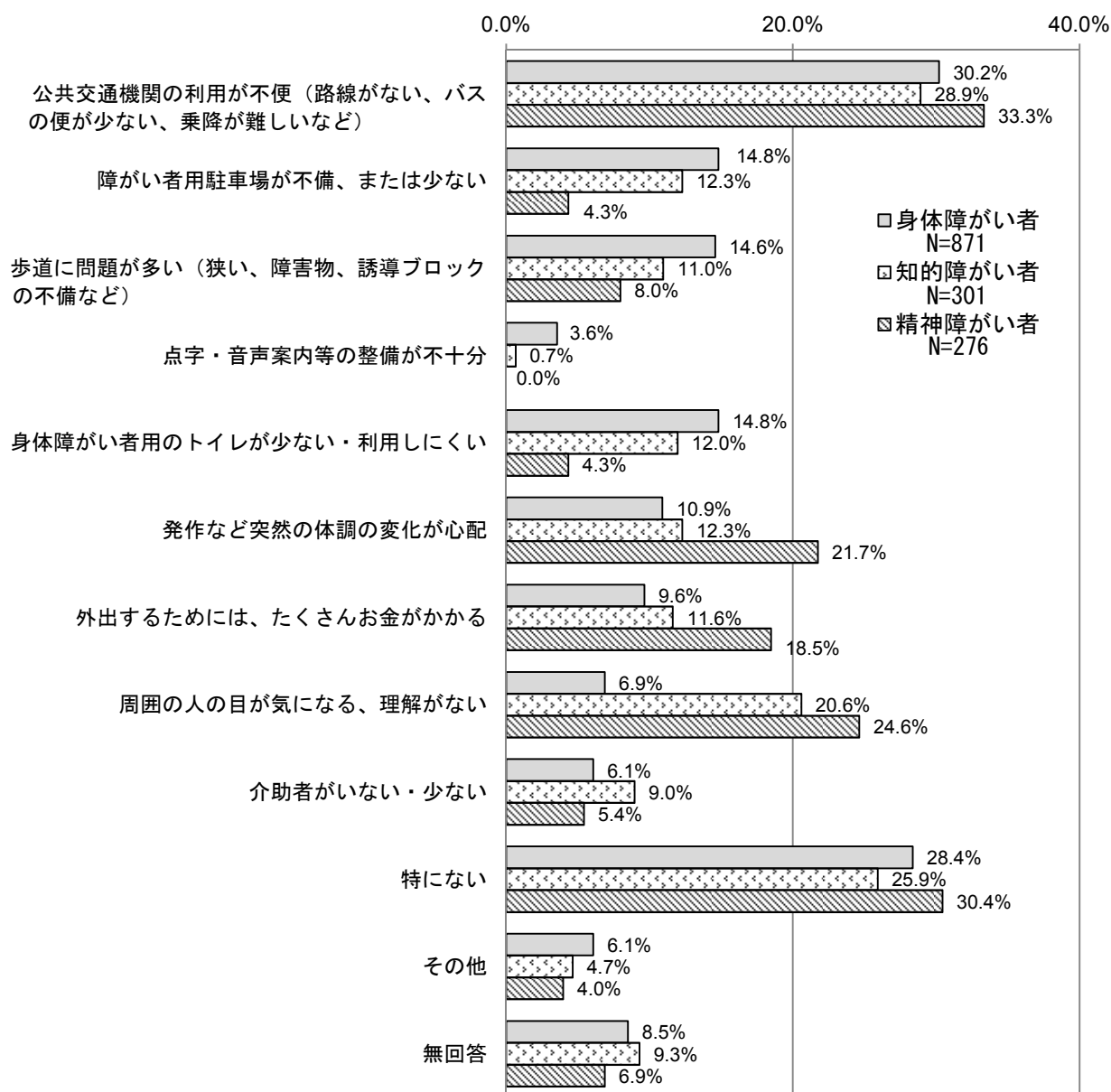


③外出するとき、不便に感じたり困ることについて

全障がい種別で「公共交通機関の利用が不便」（28.9%～33.3%）、「特にない」（25.9%～30.4%）の割合が高くなっています。

その中で、“身体障がい者”は、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」、「歩道に問題が多い」、「点字・音声案内等の整備が不十分」、「身体障がい者用のトイレが少ない・利用しにくい」が高く、“知的障がい者”は「周囲の人の目が気になる、理解がない」が高く、“精神障がい者”は、「発作など突然の体調の変化が心配」、「外出するためには、たくさんお金がかかる」、「周囲の人の目が気になる、理解がない」が比較的高くなっています。

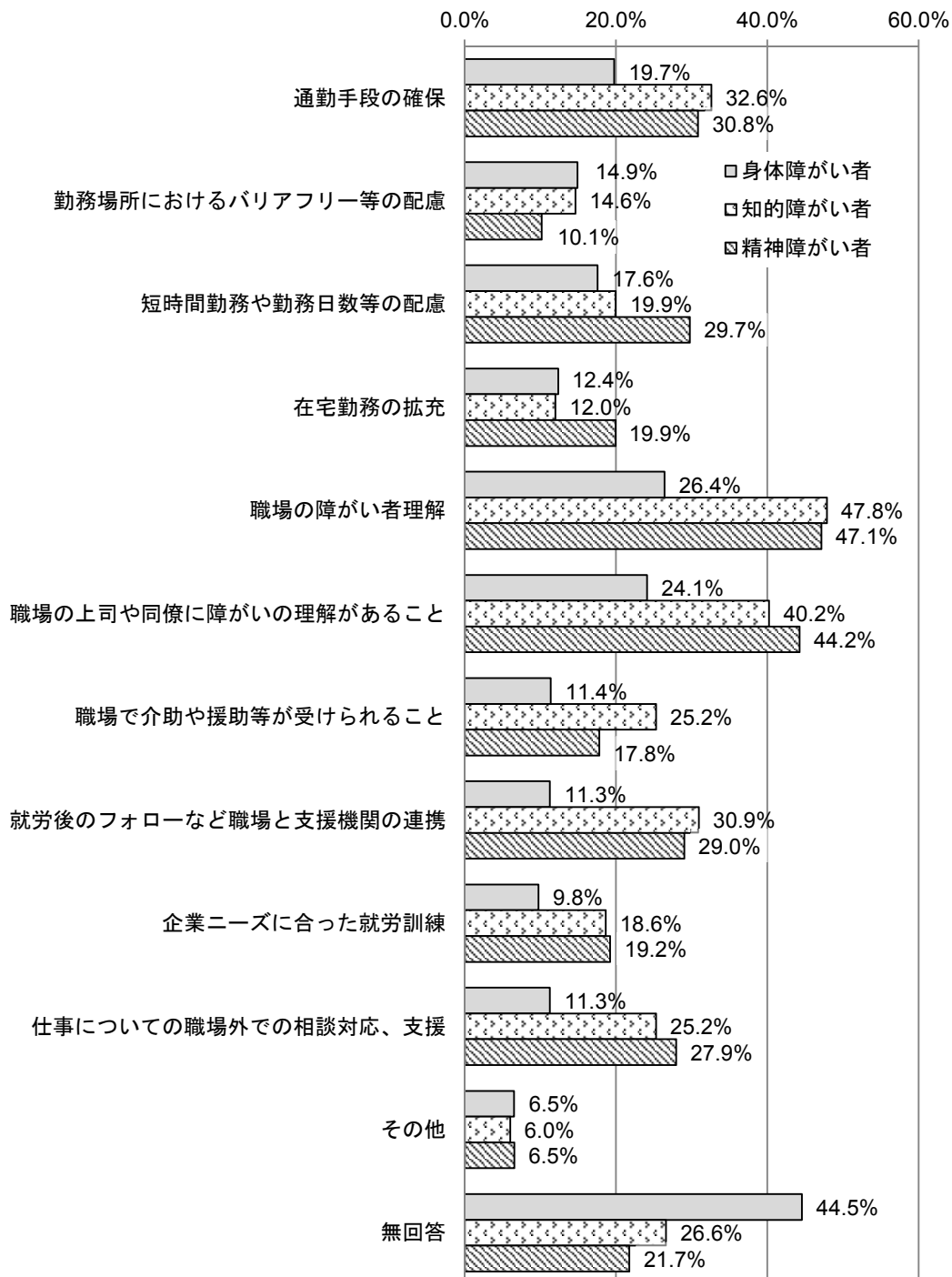
<外出するとき、不便に感じたり困ること>



④就労支援として必要だと思うことについて

全障がい種別では「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が高くなっています。

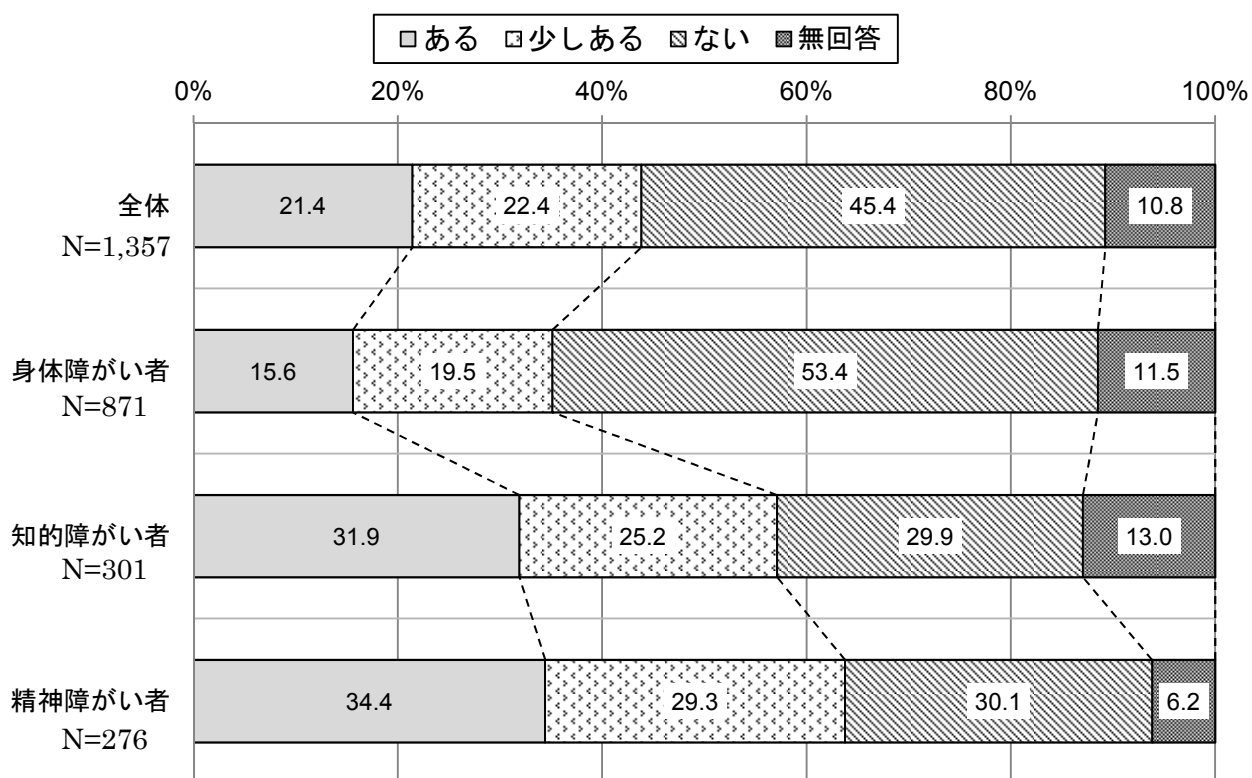
<就労支援として必要だと思うこと>



⑤差別や嫌な思いをする（した）ことについて

“身体障がい者”では「ない」と回答した割合が53.4%と過半数を上回っていますが、一方、“知的障がい者”では、「ある」と「少しある」の合計が57.1%、“精神障がい者”では63.7%と過半数を上回っています。

<差別や嫌な思いをする（した）こと>



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、ノーマライゼーション*の理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とします。

また、「障害者総合支援法」の趣旨に則り、障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、及び施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備等に配慮し、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会作りをめざします。

第2節 基本的視点

1 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人を施策の対象とみるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、障がいのある人及び障がいのある人の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

2 障がいのある人の視点に立った総合的な支援

障がいのある人が適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法の障がい者の定義を踏まえ、『①障がい者施策は、障がいのある人が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること』、『②障がいのある人の支援は、障がいのある人が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること』に留意します。

3 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

特に、『①女性である障がい者は障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること』、『②障がい児には、成人とは異なる支援の必要性があること』に留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、市民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

4 社会的障壁の除去

障害者基本法においては、障がいのある人が経験する困難や制限が、障がいのある人個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。このような視点を踏まえ、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去をすすめ、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

特に、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立または社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取り組みが行われる必要があります。

このため、関係機関や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

具体的には、広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取り組みを支援します。

第3節 施策の体系

	基本 目標	施策の柱	施策
1	権利を守って いきます	1 差別の解消及び 権利擁護の推進	(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進
		2 行政サービスなどでの 権利擁護のための配慮	(1) 市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮 (2) 選挙での投票環境の配慮
2	自分らしい自立した生活を支援して いきます	1 生活支援のための 基盤づくり	(1) 生活を支援する情報提供の充実 (2) 生活を支援する相談支援体制の充実 (3) 障がいのある子どもへの支援の充実 (4) 生活を支援するサービスの充実 (5) 地域生活への移行支援の充実
		2 保健・医療サービスの 充実	(1) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進 (2) 保健・医療サービスの充実 (3) 精神保健・医療施策の推進 (4) 難病患者などへの支援
		3 雇用と就労の充実	(1) 就労支援の推進 (2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 (3) 雇用・就労機会の拡充 (4) 福祉的就労*の質の充実
		4 安全安心対策の推進	(1) 災害時に備えた避難行動支援体制の充実 (2) 災害時の多様な情報伝達の実施
3	社会参加の機会を充実して いきます	1 療育と教育の充実	(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実 (2) 療育の場と発達支援の充実 (3) 幼児期や学齢期での共に育つ場と学校教育の充実 (4) 学校における進路指導の充実 (5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進
		2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加 の機会の充実	(1) 地域での交流の機会の充実 (2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 (3) 障がいのある人やその家族の団体の支援 (4) ボランティアの育成と活動の支援
		3 生活環境の整備	(1) 福祉環境整備の促進 (2) 住宅・住環境整備の推進
		4 コミュニケーションの 支援	(1) 情報提供のバリアフリー化の推進 (2) コミュニケーションの支援の充実

第4章 具体的な取り組み

基本目標 1 権利を守っていきます

1 差別の解消及び権利擁護の推進

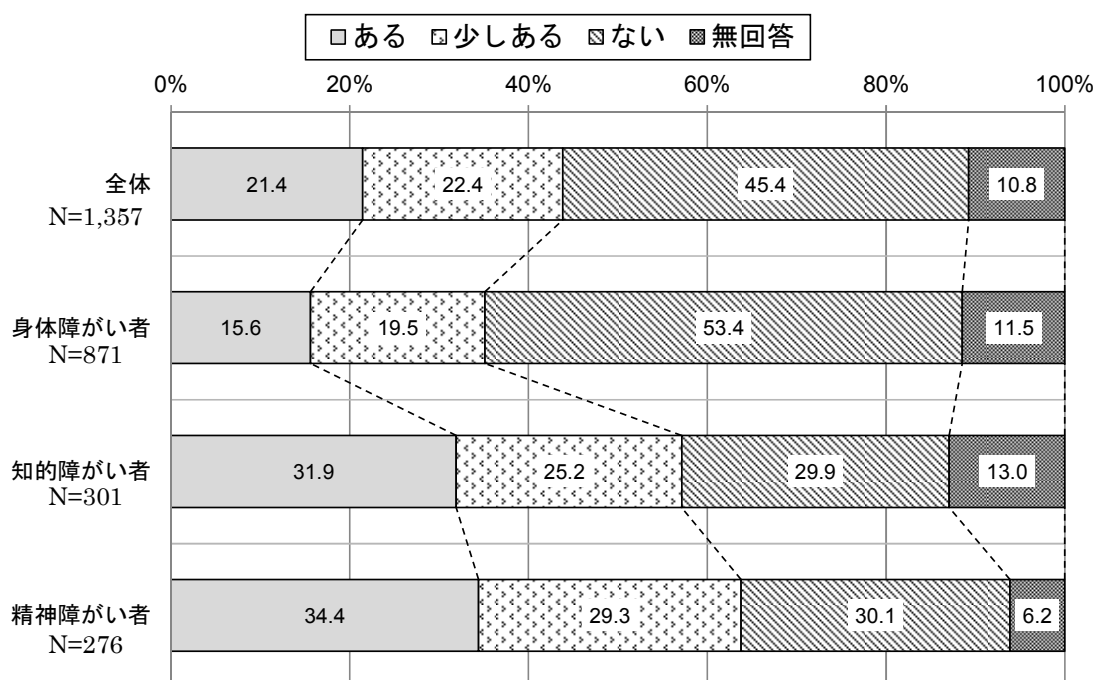
■ 現状と課題 ■

◆障がいのある人に対する差別的な対応が存在するとみられます

佐世保市障がい者(児)の福祉に関するアンケート（平成 28 年度）（以下、「アンケート」という。）において、障害者手帳所持者の人に「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか」をたずねたところ、全体で4割強の人が多少なりとも経験があると答えており、まだまだ差別的な態度を感じる人の多いことがわかります。

また、手帳の種類別にみると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳でいずれも過半数を超えており、見た目でわからない障がいに対しても啓発を十分に推進することが求められています。

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか



■■基本方針■■

すべての住民が、障がいのあるなしに関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進

項目	取り組み内容
市の広報紙や啓発パンフレットによる広報活動の充実	「広報させば」を活用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、必要な情報をホームページ上で発信するように努めます。 また、国、県などの啓発パンフレットの有効活用、ヘルプカードの普及を図ります。

項目	取り組み内容
啓発イベントと交流の充実	啓発イベントについては、障がい者団体やボランティア団体との連携を図り、そのあり方と内容を検証しながら、障がいのあるなしや種別、程度に関わりなく、共に集い理解を深めることができる交流の機会拡大を図ります。

項目	取り組み内容
交流及び共同学習の充実	小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小・中学校において当事者や家族から話を聞いたり、同年代の児童生徒同士で学習をしたりするなど、交流及び共同学習の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間性の育成に努めます。 また、県等とも連携し、特別支援学校の社会との接点の拡大を促進します。

項目	取り組み内容
各種関係機関の障がいへの理解の促進	各種福祉サービス事業所や教育機関、医療機関、行政機関など、障がいのある人や障がいのある子どもに関わる様々な機関において、障がいの特性についての理解を深めるため、定期的な学習機会の確保等ができるよう、環境整備に努めます。

項目	取り組み内容
障がい者団体等の連携	障がいのある人の有する様々な問題や障がいの特性について、直接障がいのある人や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がいのある人や障がい者団体、サービス事業者等の連携による人権教育・福祉教育の充実に努めます。

(2)障がいを理由とする差別の解消の推進

項目	取り組み内容
障害者差別解消法に対応する体制の整備	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

項目	取り組み内容
障害者雇用促進法に対応する体制の整備	「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づき、障がいの有無に関わらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。

(3)人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

項目	取り組み内容
障がい者ケアマネジメント体制の拡充	単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がいのある人のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がいのある人のケアマネジメントを行うことができる相談支援窓口の充実に図ります。

項目	取り組み内容
地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携	「佐世保市地域自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核として、困難事例への対応のあり方に関する協議や取り組み内容の発信を通して、引き続き地域の関係機関によるネットワークの構築と連携を図ります。

項目	取り組み内容
障がいのある人の権利擁護の充実	社会福祉協議会や家庭裁判所と連携しながら、成年後見制度*や日常生活自立支援事業*の普及・啓発を推進し、市民後見人や法人後見人を含めた制度の活用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護の充実を図ります。

項目	取り組み内容
障がいのある人への虐待防止	定期的な見守りや関係者の講習充実など、障がい者虐待防止の周知・啓発及び早期発見に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の強化を図ります。 また、プライバシーについての配慮とあわせて、相談しやすい窓口とします。

2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

■■現状と課題■■

◆行政サービスをわかりやすく、利用しやすくすることが重要です

アンケートにおいて、「こちらから聞かないと全く教えてくれない。市役所の体質をなんとかしてほしい」や「発達センターであったり、障がい福祉課であったり事業所であったりと窓口が色々で何をどこで相談すればよいのかわかりにくい。家に居ると情報も入りにくく支援なども何が要り、何が必要なのか難しい。すべてまとめて気軽に相談できる所が欲しい」といった意見がありました。一方で、「以前いた地域の役所より佐世保の窓口の人の方がとても親切で相談しやすい。ありがたい。」や「いつも皆さま親切で、ていねいにわかるように説明してもらえ大変嬉しく思っている」といった意見もありました。

障がいの有無に関わらず誰もがその権利を守られるよう、行政サービスにおいても円滑な利用環境を整備することが求められています。

■■基本方針■■

障がいのある人が、適切な行政サービスを円滑に利用することができるよう、合理的な配慮を行います。

■■取り組み内容■■

(1)市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮

項目	取り組み内容
職員研修の充実	市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

項目	取り組み内容
行政における合理的配慮の徹底	市役所・行政機関における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。

項目	取り組み内容
窓口業務や施設整備における合理的配慮の推進	市役所・行政機関の窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。また、市役所・行政機関の施設などでは、窓口やトイレ、会議室などへ円滑に移動できるよう、バリアフリーをすすめます。なお、個別の対応が必要な場合には、※合理的な配慮を行います。

※「合理的な配慮」とは

国・県・市などの役所や、会社やお店などの事業者は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者においては、対応に努める。）。

(2)選挙での投票環境の配慮

項目	取り組み内容
投票環境の向上の推進	投票所での段差解消や障がい特性に応じた支援を行う職員の配置など、投票環境の向上を図ります。 また、郵便等による不在者投票制度など、投票行動を支援する仕組みの周知・啓発に努めます。

基本目標 2 自分らしい自立した生活を支援していきます

1 生活支援のための基盤づくり

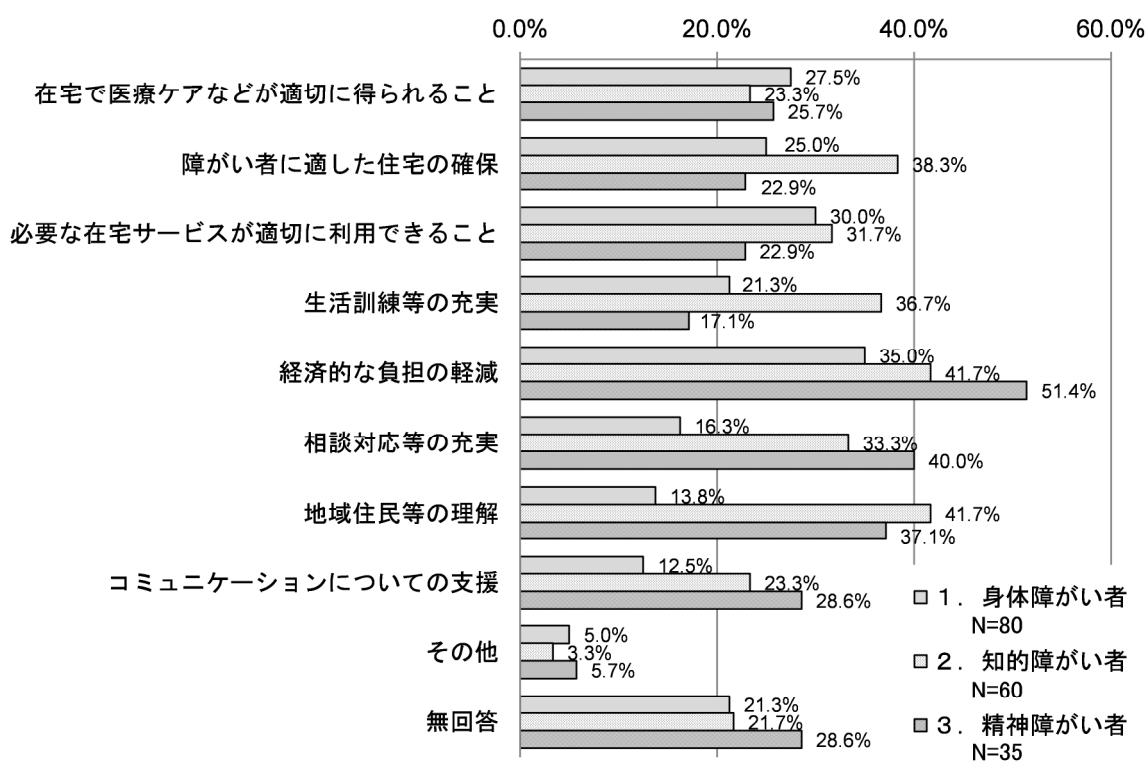
■ 現状と課題 ■

◆暮らし慣れた地域でいつまでも生活できるよう福祉サービスの充実が求められています

アンケートにおいて、地域で生活するためにあればよいと思う支援について尋ねたところ、すべての種別の手帳所持者で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっていました。また、アンケートでは、「精神障がい対象のサービスを充実させてほしい」や「65 歳以降も慣れた障害福祉サービスを継続して利用したい」などの意見がありました。

多様化する支援ニーズに対応するサービスを提供していくことが求められる一方、既に提供されているものの、周知が不足しているサービスに確実につなげていくことが求められています。

地域で生活するためにあればよいと思う支援



■■基本方針■■

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことができる「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)生活を支援する情報提供の充実

項目	取り組み内容
多様な広報・情報媒体を通じた情報提供の充実	市の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。 また、特に患者数が少ないことで情報が乏しくなる難病の人に対しての情報提供についても充実を図ります。

(2)生活を支援する相談支援体制の充実

項目	取り組み内容
関係機関との連携強化による相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱える様々な困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。

項目	取り組み内容
相談支援体制における専門性の強化	相談支援にかかわる市及び事業所職員の専門的知識を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関との連携強化を図ります。

(3)障がいのある子どもへの支援の充実

項目	取り組み内容
早期からの支援体制の充実	乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動、子育て支援事業等において、発達上の問題や支援の必要性を早期に発見し、適切な生活支援につなぎます。

項目	取り組み内容
適切な療育支援につながる相談支援の提供	障がい受容の観点などから、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいにすすめながら、適切な療育支援につなげます。

項目	取り組み内容
きょうだい児への支援の充実	障がいのある子どもに目が向きがちな環境の中で育つきょうだい児のこころの健康についての周知・啓発に努めるとともに、きょうだい児同士の交流の機会の充実を図ります。

(4)生活を支援するサービスの充実

項目	取り組み内容
日中活動の場や機会の充実	住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携しながら、障がいのある人の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。 また、社会との接点が乏しくなりがちな障がいのある人に対し、本人の希望に合わせて情報提供に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。

項目	取り組み内容
生活の場の確保や生活援助の充実	住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備促進や居住に関する相談支援といった生活の場の確保や生活援助の充実を図ります。

項目	取り組み内容
経済的支援の 充実	地域での安心な生活を安定して送れるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を適切に運用していくとともに、各種手当などの給付や医療費の助成などを行います。

項目	取り組み内容
日常生活用具や 補装具などの 適切な利用の 促進	自分らしい自立した生活を支援するため、日常生活用具や補装具などについて、適切な利用の促進及び給付の充実を図ります。

項目	取り組み内容
介護給付体制の 充実	在宅で自立した生活を送ることができるよう、家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度の障がいのある人や医療ケアが必要な人など、障がいのある人の多様な介護ニーズに対応していきます。

項目	取り組み内容
家族介護者支援 の充実	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、短期入所や日中の一時預かりを行う事業の必要なサービス量の確保を図るとともに、長崎県と連携しながら重度医療ケア児の一時預かり等サービス量の確保を図ります。また、障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や※ピアカウンセリングについて、関係機関と協力しながら、充実を図ります。

※「ピアカウンセリング」とは
同じような立場にある人による相談や助言。

(5)地域生活への移行支援の充実

項目	取り組み内容
地域生活支援体制の充実	地域での生活が可能な入所者や長期入院者が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援の充実に努めます。そのために、今まで培ったノウハウとネットワークを活用して、専門家によるきめ細かな支援を受けながら、自立した地域生活に必要な体制整備を図ります。

項目	取り組み内容
入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実	自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホームの活用を図ります。 また、入所・入院からの地域生活への移行を促進するため、自立生活援助を活用しながら地域生活の支援充実を図ります。

項目	取り組み内容
地域における障がいのある人への理解の促進	障がいのある人の地域生活移行においては、居住地域の住民の理解が必要であることから、地域社会全体として障がいに対する理解をより深めていくための啓発を行います。

2 保健・医療サービスの充実

■現状と課題■

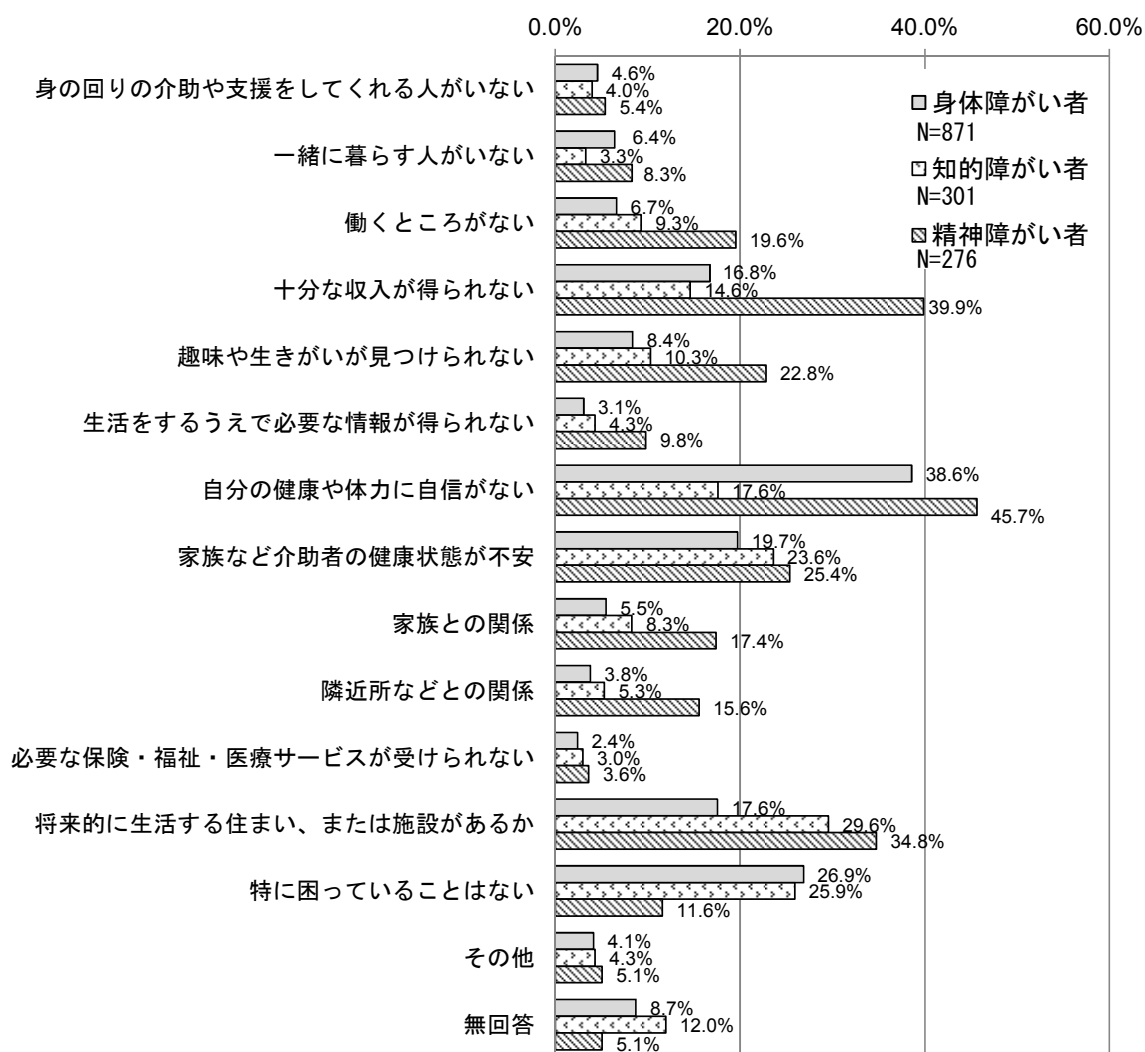
◆保健や医療のサービスがしっかりと受けられ、安心できる地域づくりが大切です

アンケートにおいて、現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて尋ねたところ、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳の所持者では「自分の健康や体力に自信がない」と回答した人の割合が高くなっていました。

また、アンケートでは、「障がいと難病の両方を抱えているが、通院費は出るが入院費は福祉医療では出ないため、安心して入院できるように入院費も出してほしい」といった意見がありました。

地域で気軽に相談できるかかりつけ医をもつよう勧奨するなど、安心できる環境づくりが重要です。また、難病や障がいの原因となる疾病などの予防・治療・重症化予防を推進するため、保健・医療サービスを受けやすいようにする取り組みが求められています。

現在の生活で困っていることや不安に思っていること



■■基本方針■■

保健・医療のサービスを安心して受けられ、地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

項目	取り組み内容
妊産婦に対する保健事業の充実	妊婦の気持ちに寄り添いながら、妊婦健康診査や妊婦に対する相談、訪問指導等の充実に努めます。

項目	取り組み内容
乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳児健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談等により疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努めます。

項目	取り組み内容
生活習慣病の予防と早期発見・早期治療	生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防のため、特定健康診査と特定保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を推進するとともに、健康づくり計画「第2次けんこうシップさせば21」に基づき、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むよう、意識や行動の変化につながるわかりやすい情報提供を行います。

項目	取り組み内容
精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	心の健康増進やストレス対策として健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。 また、保健師による相談や医師による精神保健相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

(2)保健・医療サービスの充実

項目	取り組み内容
障がいのある人の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨	障がいのある人の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がいの特性により、受診がしづらい状況にある人のため、障がいの特性に配慮した受診環境の構築や受け入れる医療関係者への障がいに関する情報提供の充実に努めます。

項目	取り組み内容
障がい者歯科保健事業の推進	佐世保市歯科医師会との連携のもと、障がいのある人の歯科保健事業の充実に取り組むとともに、予防に重きをおいた「かかりつけ歯科医師」との関わり方について周知していきます。

(3)精神保健・医療施策の推進

項目	取り組み内容
精神障がいのある人の保健事業の推進	精神障がいのある人が安定した生活を送れるよう、家庭訪問や発達障がいデイケア、家族への支援などの充実を図ります。

項目	取り組み内容
精神障がいに対する正しい理解の普及啓発	精神障がいに対する正しい理解を促進するため、啓発イベントなどの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発や、精神科医療機関、他の医療機関との連携をすすめます。

項目	取り組み内容
精神障がいのある人への関係機関と連携した支援の充実	精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センター*や相談支援事業所などによる日常的な関わりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。

項目	取り組み内容
きめ細かい支援 が必要な人に 対応できる体制 づくり	未受診や治療中断者、また、ひきこもり状態にある人やその家族など、きめ細かい支援が必要な人への対応を充実するため、医療機関、相談支援事業所など関係機関との連携を強化します。

(4) 難病患者などへの支援

項目	取り組み内容
難病患者の サポート体制の 充実	難病患者が安心な療養生活を送れるように、その家族の療養上の不安や介護の負担を軽減できるように、家庭訪問を行うとともに、訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパーといった保健・医療・福祉の関係者に対して研修を実施し、サポート体制の充実を図ります。

項目	取り組み内容
専門的な相談 支援の強化	医療機関や関係団体と協力しながら、医療相談会を開催するなど、難病患者やその家族への専門的な相談支援に努めます。

3 雇用と就労の充実

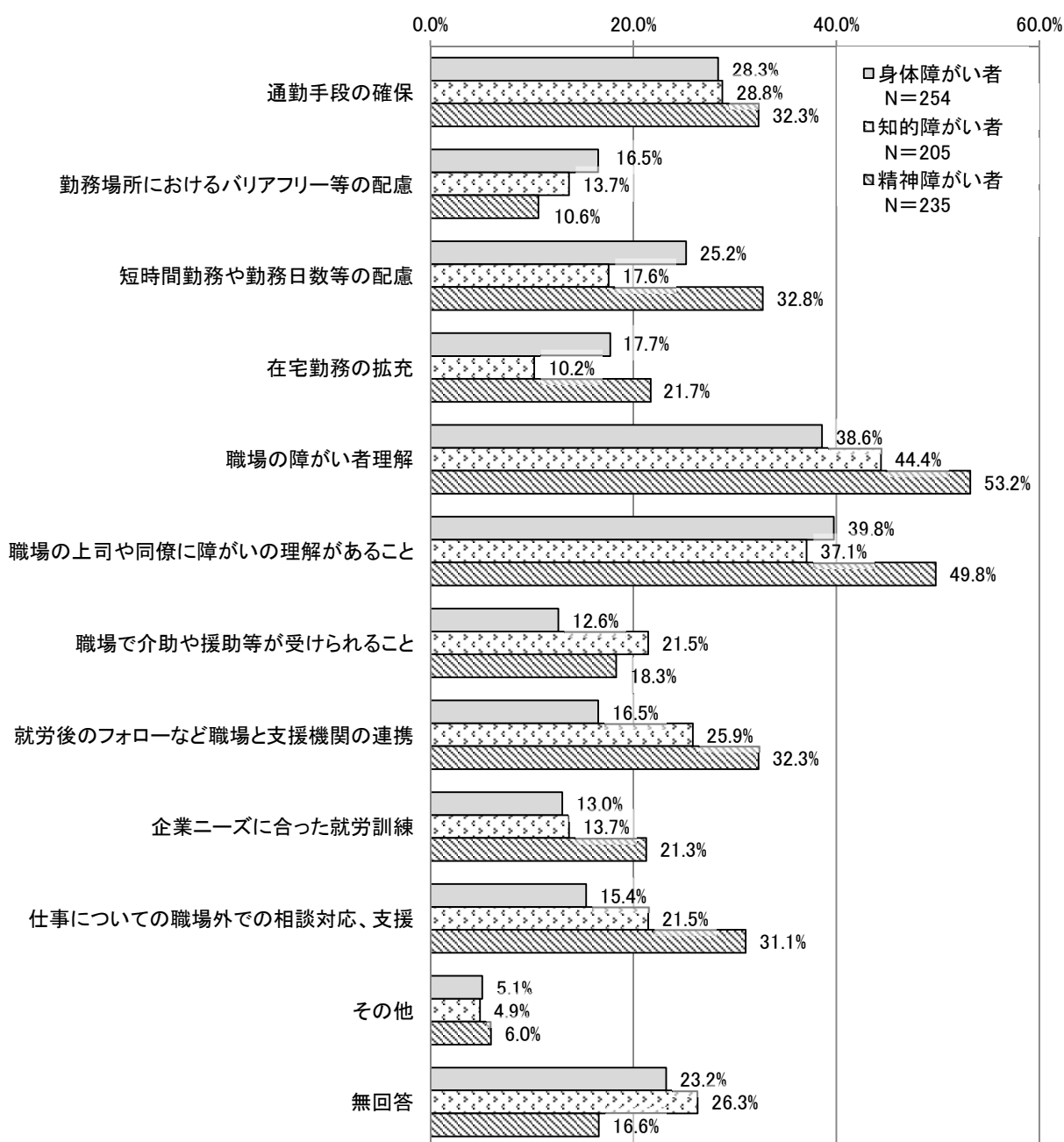
■ 現状と課題 ■

◆就労支援や就労を継続していくための支援が求められています

アンケートにおいて、障がいのある人の就労支援として必要だと思うことについて尋ねたところ、「職場の障がい者理解」や「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と答えた人の割合が高くなっていました。

暮らし慣れた地域で生きがいを感じながら生活するために、移動手段の確保や勤務形態の配慮などの支援に加え、職場における障がいに対する理解が特に求められています。

就労支援として必要だと思うこと



■■基本方針■■

周囲の理解の促進により、仲間と共に働き、活動しやすい環境をつくることで、生きがいを実感できる「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)就労支援の推進

項目	取り組み内容
障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりの促進	国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の達成をめざします。また、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりを促進します。

項目	取り組み内容
就労移行支援や就労継続支援の提供体制の確保	就労移行支援事業の拡充を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

項目	取り組み内容
就労支援ネットワーク事業による就労支援の充実	就労支援ネットワーク事業による求職活動支援、職場適応支援により、障がいのある人の一般就労の促進と就職後の職場定着を図ります。また、就労の質向上のため、勉強会や意見交換の場の充実を図るとともに、未参加事業所の参加を促します。

(2)雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

項目	取り組み内容
情報提供や相談支援の体制整備	障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るための情報提供を図ります。 また、相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。

(3)雇用・就労機会の拡充

項目	取り組み内容
雇用・就労機会の推進	障がいのある人の一般雇用を促進するため、就労継続支援A型や就労移行支援の利用を推進します。また、農業の担い手不足と労力不足の解消並びに障がい者の雇用の場の確保を図るため、農福連携事業を推進します。

項目	取り組み内容
市役所における障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験実施の際に、障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。また、市役所に開設した「させばチャレンジルーム」において、障がいのある人が一般企業に就労できることを目標に、庁内業務を通して本人たちの事務作業能力を向上させる取り組みをすすめます。

(4)福祉的就労の質の充実

項目	取り組み内容
福祉的就労の質の向上	自立した生活に必要な経済的基盤の確保や、働くことによる生きがいの創出を目的として、工賃向上等による福祉的就労の充実を図ります。また、一般就労への移行を促進するため、就労移行支援や就労継続支援A型を福祉的就労の主体とし、就労継続支援B型事業所においては、必要性に応じて設置します。

項目	取り組み内容
物品等の優先調達の推進	就労継続支援事業所や障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめます。 障害者就労施設等への発注額については増加傾向にあり、平成 28 年度に 1,100 万円となっています。平成 30 年度に 1,200 万円をめざし、翌年度以降 100 万円ずつ増加させることを目標とします。

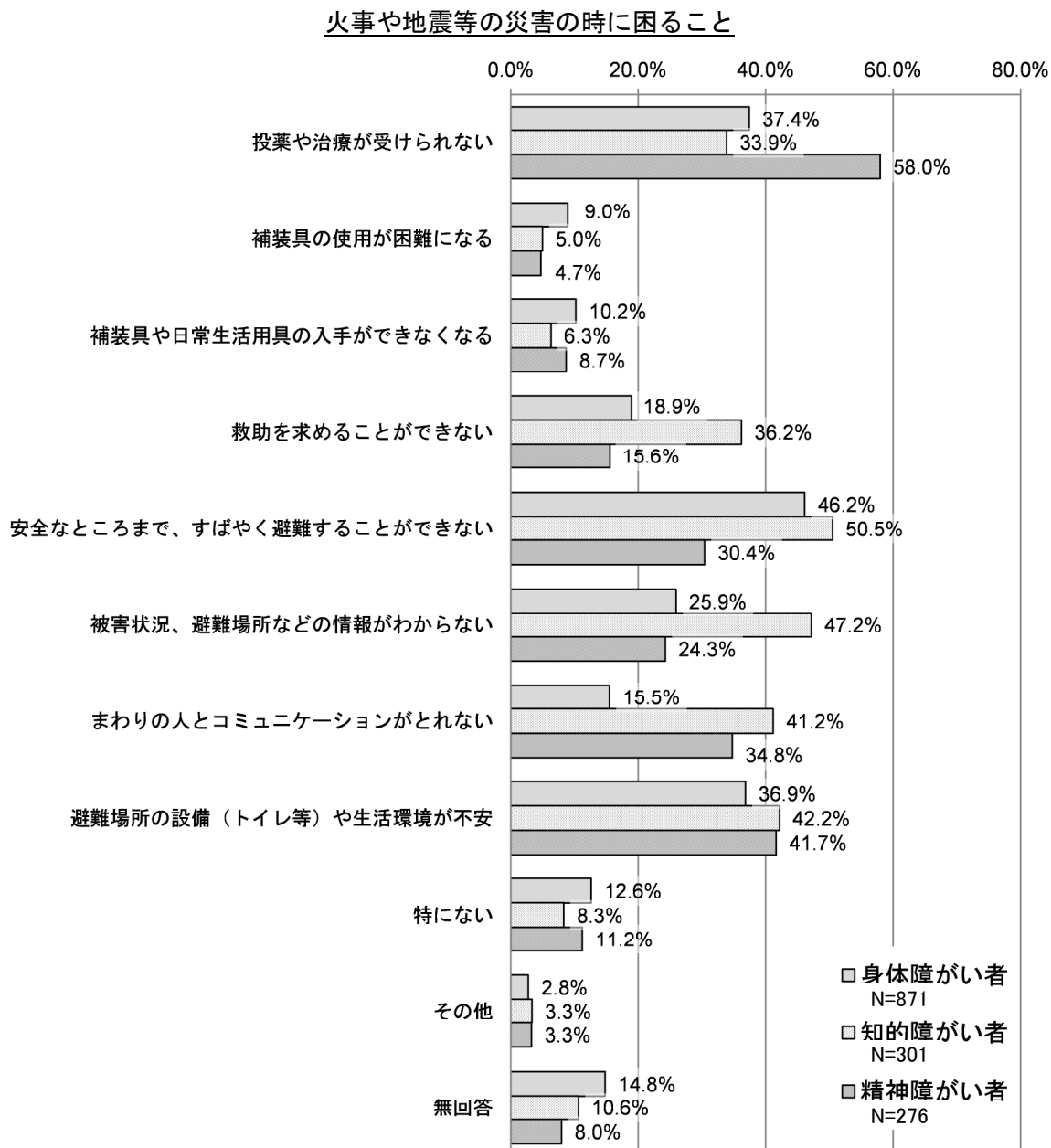
4 安全安心対策の推進

■ 現状と課題 ■

◆災害時においても障がいの特性に合わせた支援の提供をすることが安全安心につながります

アンケートにおいて、火事や地震等の災害の時に困ることについて尋ねたところ、身体障害者手帳、もしくは療育手帳の所持者では、「安全なところまで、すばやく避難することができない」と回答した人の割合が最も高く、一方、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「投薬や治療が受けられない」が高くなっており、手帳種別によって違いがあります。

障がいの特性をしっかりと理解し、その特性に合わせた支援、環境整備をすすめることが大切です。



■■基本方針■■

災害時に強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)災害時に備えた避難行動支援体制の充実

項目	取り組み内容
災害の知識及び 対処法について の啓発・広報	平時から広報紙、ホームページ、防災関連マップ（洪水ハザードマップ等）の広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。 さらに、関係機関と連携し、避難場所や避難経路、災害に対する対処法についての啓発を行います。

項目	取り組み内容
避難行動要支援者の 情報提供と支援	民生委員や町内会等への情報提供に同意した※避難行動要支援者の名簿を、避難行動要支援者を支援する関係者に提供し、地域における平常時からの見守りや声かけなど日常的な関わりを深める取り組みを支援します。 また、災害時における避難行動要支援者と避難行動要支援者を支援する関係者との連携を支援します。

※「避難行動要支援者」とは

災害時に指定された避難所まで自力で避難することが困難で、特に支援を要する人

項目	取り組み内容
地域コミュニティによる 防災体制の強化	避難行動要支援者の避難を想定した防災訓練を実施します。また、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所など、福祉・消防・防災部門の連携のもと、支援体制充実のため、地域コミュニティを中心とした連携強化に努めます。

項目	取り組み内容
避難時の受け入れ態勢の強化	災害時に必要となる様々な対応を想定しながら備蓄をすすめるとともに、災害時の避難所生活において障がいの特性に応じた配慮を行い、その後の受け入れ先として民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議をすすめ、施設数の確保に努めます。 また、特別な配慮を必要とする避難者に対応できる福祉避難所の確保に努めます。

(2)災害時の多様な情報伝達の実施

項目	取り組み内容
災害時の多様な情報伝達手段の確保	災害時の避難行動に関わる情報伝達について、防災行政無線をはじめ、インターネットや電子メール、電話などの多様な伝達手段を活用するとともに、利用を促すための周知を図ります。

項目	取り組み内容
緊急通報受理体制の整備充実	障がいのある人やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。 音声に頼らない通報手段として「FAX119受付システム」等についても、引き続きその周知と円滑な運用を行います。

基本目標 3 社会参加の機会を充実していきます

1 療育と教育の充実

■■現状と課題■■

◆障がいのある子どもへの支援体制の充実が求められています

アンケートでは、「小中学校の特別支援学級の先生が不足しているのかもしれないが全く経験の無い先生が担任になるケースがあり、私の子どもはほとんど教育的な事を教えてもらう事ができなかった。」や「学校での友だちとの交わり方やスマホなどの適切な使い方の理解に鈍く、親が指導してもなかなか理解した使い方をしてくれない。家族以外で理解してくれる人がなかなかいない。」といった意見があり、障がいのある子どもへの教育体制の充実が求められています。

また、「障がい者（児）の良い所や特性の理解が、まだまだすすんでいないように思う。障がいがあるから、できないと決めつけず、ちょっとした支えや理解があれば、個性を発揮できる。」や「行政・地域・対象者の連携がスムーズにいく社会にしてほしい。親がいるからと子どもを助けられない現状。」といった意見があり、障がいのある子どもに対する地域の理解を深める取り組みが求められています。

■■基本方針■■

適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

項目	取り組み内容
学校卒業後の生活支援体制の強化	乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫した関わりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。

項目	取り組み内容
教育相談・就学相談体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある子ども個々の実態に即した就学をすすめるため、本人、保護者の意向を聴取しながら適切な就学相談に努めます。

(2)療育の場と発達支援の充実

項目	取り組み内容
専門的な相談 支援体制の強化	発達障がいなど、多様化する児童生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。

項目	取り組み内容
療育・教育相談・ 就学相談 に関する広報 の充実	障がいのある子どもの保護者の精神的な不安の緩和に向けて、関係機関と提携し、適切な時期に相談を受けられるよう、障がいのある子どもに関わる療育・教育相談や就学相談について周知に努めます。

(3)幼児期や学齢期での共に育つ場と学校教育の充実

項目	取り組み内容
特別支援教育の 充実	障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。

項目	取り組み内容
小中学校に おける教職員 研修の充実	発達障がいなど多様化する障がいを抱える子どもに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。

項目	取り組み内容
関係機関や 保護者、住民等 との交流の機会 の充実	学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。

(4) 学校における進路指導の充実

項目	取り組み内容
進路指導の充実	障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。 そのため、作業学習や企業実地研修を行うとともに、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施期間の充実に努めます。また、企業経営者、施設関係者等の外部講師を確保し講演会の実施を検討していきます。

(5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進

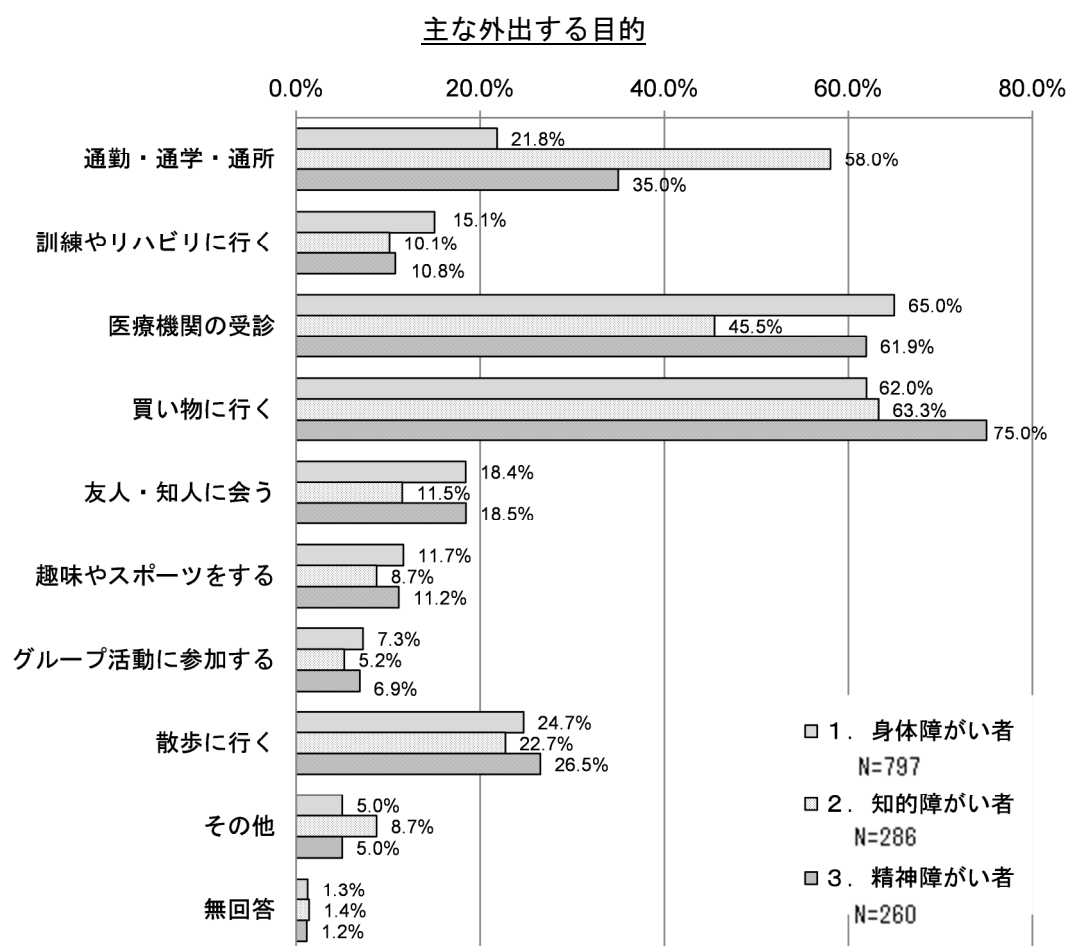
項目	取り組み内容
学校施設のバリアフリー化	障がいのある子どもの就学機会を拡充し、児童生徒が安心して楽しく学校生活をおくれるよう、学校の建物や設備を、障がいのある子どもに配慮したものとなるよう改善に努めます。 そのため、多目的トイレやスロープの設置をすすめるとともに、特別支援教育補助指導員などの人的配置に努めます。

2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

■ 現状と課題 ■

◆生きがいきづくりや周囲の理解を得るため、スポーツ・文化など多様な場での地域交流が大切です

アンケートにおいて、主な外出の目的について尋ねたところ、すべての種別の手帳所持者で買い物や医療機関の受診と回答した人の割合が高く、「友人・知人に会う」や「趣味やスポーツをする」、「グループ活動に参加する」の割合が1割前後と低くなっています。地域や周囲との交流の機会が限られている中で、生きがいきづくりや周囲の理解を得るため、スポーツ・文化など多様な場での地域交流の機会を創出していくことが求められています。



■■基本方針■■

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)地域での交流の機会の充実

項目	取り組み内容
地域住民間の交流機会の創出	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、それを支える人材を確保し、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
項目	取り組み内容
地域住民間の交流意識の醸成	地域に気にかかる人がいたら、地域住民でお互いに協力し合いながら見守っていくなど、住民同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

(2)スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

項目	取り組み内容
文化活動の支援	障がいのある人による文化活動を支援することにより、社会参加や障がいへの理解を促進するよう努めます。
項目	取り組み内容
障がい者スポーツの振興	県障がい者スポーツ大会への参加や助成を通じて、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことのできるスポーツと競技性の高いスポーツの両面から振興を図っていきます。
項目	取り組み内容
障がい者スポーツ指導員等の養成・確保	障がい者スポーツの指導に携わる人材を確保するため、長崎県障害者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障がい特性に対応できる障がい者スポーツ指導員やレクリエーション指導のできる人材の養成をすすめます。

(3)障がいのある人やその家族団体の支援

項目	取り組み内容
障がいのある人やその家族団体の支援	障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、各種団体を紹介するとともに、住民に対し活動への理解や行事への参加を促進します。 また、高齢化等による会員数減少対策など、活動の継続を支援するため、活動内容の周知を図ります。

(4)ボランティアの育成と活動の支援

項目	取り組み内容
ボランティア活動に関する情報提供と相談	「佐世保市ボランティアセンター」と連携して地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。また、福祉推進協議会を中心に、障がいのある人たちの周りに暮らす住民が身近な相談相手となり、情報提供、相談を行えるよう支援していきます。

項目	取り組み内容
地域に根ざした福祉活動の促進	地域で支え合うシステムづくりは、地域に根ざした活動を通じて実現していくものであることから、地域の実情に応じた、住民主体の取り組みを盛り上げていくことが必要です。そこで、各地区の地域福祉の担い手となる方や団体のネットワーク化を促進し、相互に情報を共有しながら、地区内の公民館や集会所などの身近な拠点を利用した、地域の住民が参加しやすい活動づくりを促進します。

項目	取り組み内容
精神保健ボランティアの養成	精神保健ボランティアは、精神保健に関する正しい知識の普及啓発や精神障がいのある人の社会復帰援助活動の担い手として不可欠であり、関係機関との連携により、引き続き拡充を図ります。

項目	取り組み内容
理解者・協力者の人材育成	地域における理解者・協力者の資質の向上には、研修だけでは十分ではないため、生活支援・イベント・施設活動等で実際のボランティアとして体験を積み重ねるなど、障がいのある人の理解者・協力者の育成に努めます。

3 生活環境の整備

■ 現状と課題 ■

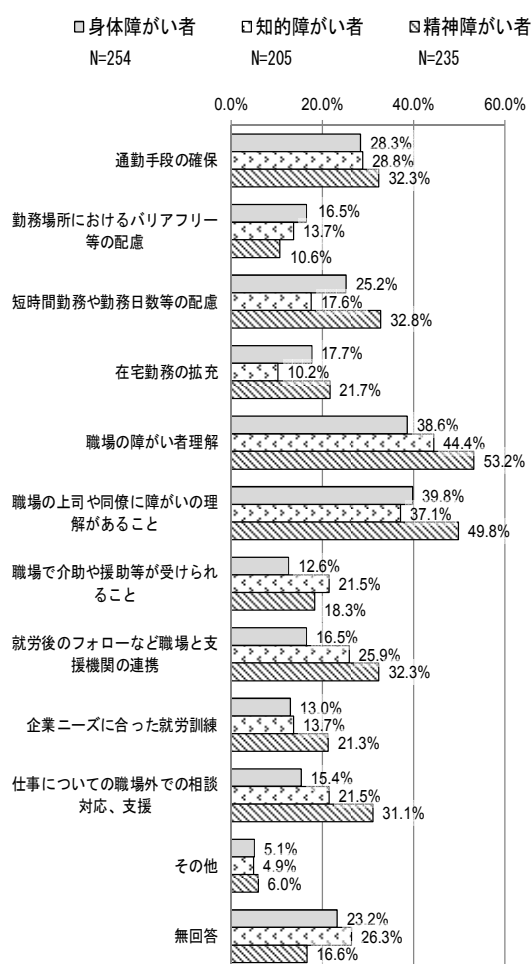
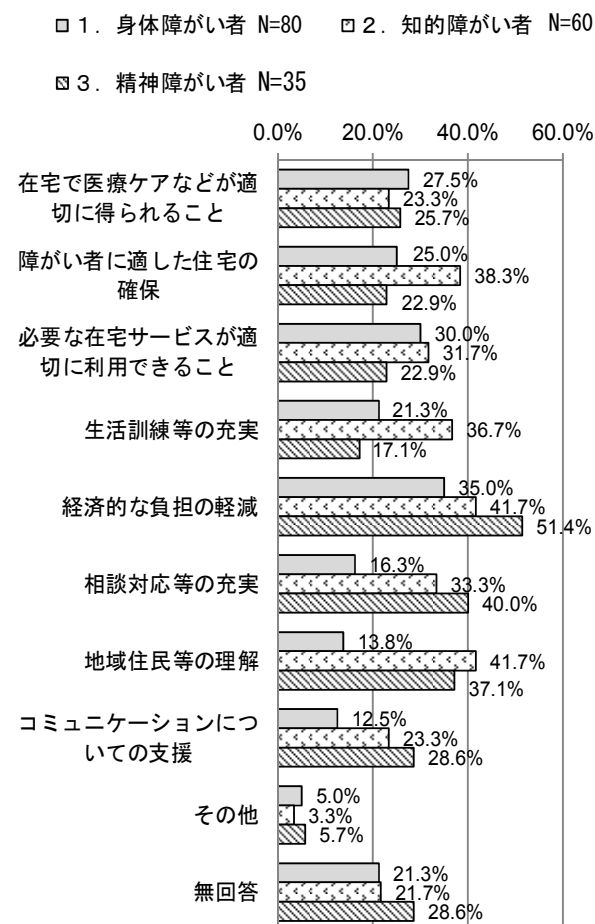
◆障がいの特性に合わせた施設の整備や移動手段の確保が求められています

アンケートにおいて、地域で生活するためにあればよいと思う支援についてたずねたところ、「障がい者に適した住宅の確保」が療育手帳所持者において、他の手帳所持者より特に高くなっていました。

アンケートでは、「就労支援として必要だと思うこと」について、「通勤手段の確保」の割合が高くなっていました。

障がいの特性に配慮した、生活しやすく、社会参加しやすい環境の整備が重要です。

地域で生活するためにあればよいと思う支援（再掲） 就労支援として必要だと思うこと（再掲）



■■基本方針■■

生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)福祉環境整備の促進

項目	取り組み内容
公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	バリアフリー法や長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するように、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、市内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。また、障がい者用駐車場や点字ブロックについて、適正な利用が妨げられないよう、広報・啓発に努めます。

項目	取り組み内容
公共交通機関の利便性の確保	市内乗合バス事業者において、障がいのある人の移動が円滑に行われることを促進するため、今後も障がい特性に対応したバスの増台に努め、財政状況も勘案しながら、サービス充実への取り組みを支援します。バス路線内には低床型バスが走行しにくい箇所もあることから、その解消に向けて関係先と調整をすすめます。 運行面においては、すべての利用者が安全で快適に乗車できるよう乗務員等の教育等を支援します。 フェリーの老朽化に伴う新造船の導入を行う場合は、スロープ、エレベーター、障がい者専用座席、適合トイレ等を備えた船舶が就航されるように取り組みます。 また、駅舎、フェリー等の旅客ターミナルのバリアフリー化について、鉄道事業者その他海運等の運輸事業者など関係先と協議し、バリアフリー化事業の実施に努めます。

項目	取り組み内容
ユニバーサルデザインによるまちづくりのための啓発活動の充実	ユニバーサルデザイン*によるまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努め、行政、住民及び事業者が一体となって、まちづくりに取り組んでいきます。 また、バリアフリー化については、住宅関連イベント等においてバリアフリー体験を開催し、意識啓発を図っていきます。

(2)住宅・住環境整備の推進

項目	取り組み内容
公営住宅等のバリアフリー化の推進	新設される公営住宅をバリアフリーで対応していくとともに、住戸改修の際にも可能な限り、新設のバリアフリー設計と同様の仕様とするように努めます。また、障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。

項目	取り組み内容
グループホームの整備促進	自立した生活を希望する方や親なき後も安定した地域生活を希望する方などのため、グループホームの整備を支援します。ただし、グループホームの整備については、必要性や利便性などを考慮して行います。

4 コミュニケーションの支援

■現状と課題■

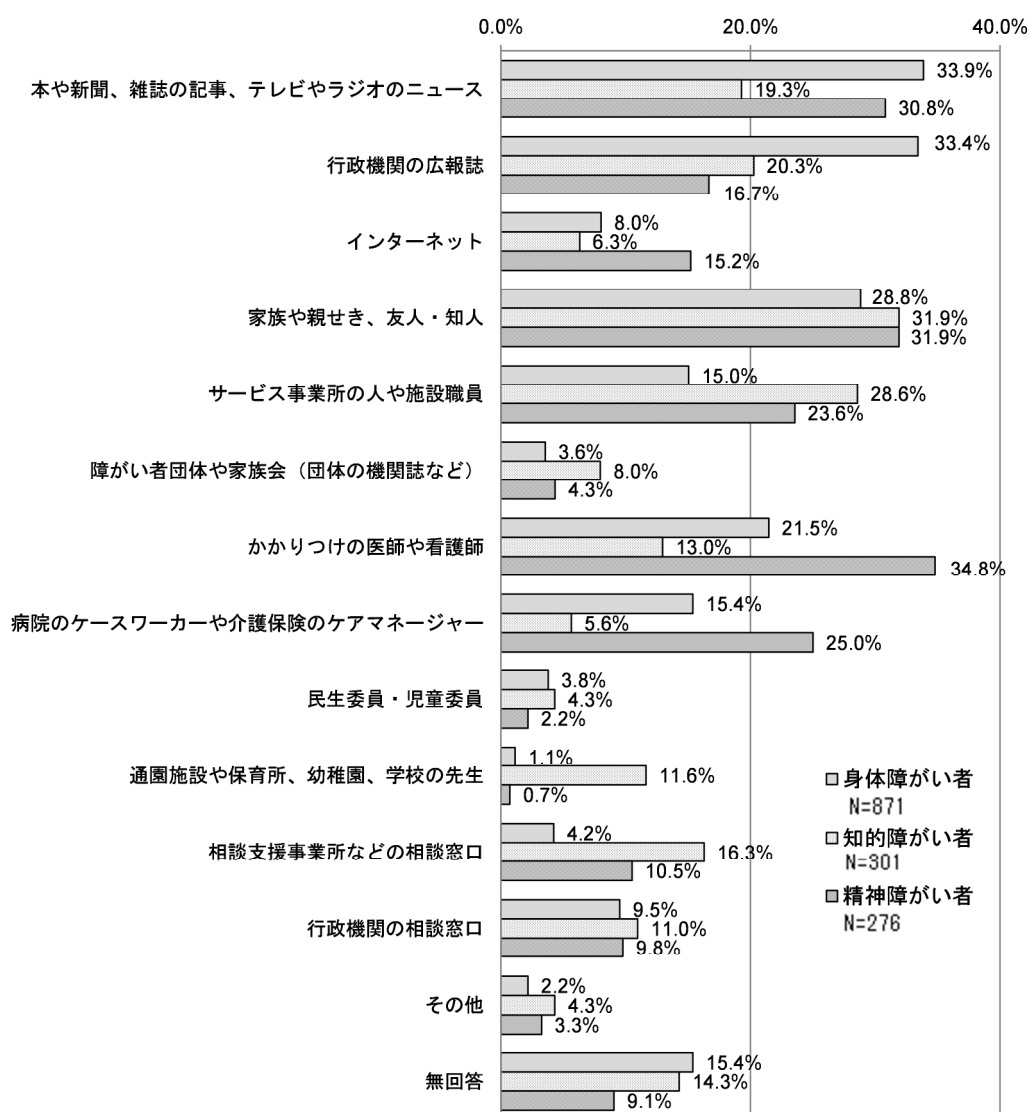
◆多様な障がいの特性に合わせた多様な情報伝達手段の確保が求められています

アンケートにおいて、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について尋ねたところ、手帳種別によって入手先が異なっていることがわかります。

アンケートでは、「難聴のため情報収集が遅れたり、失敗することが多い。他人とのコミュニケーションがうまくいかない。」や「障害福祉の情報について、テレビ等で紹介が少ない。視覚障がいの方は耳で情報を得ることが多く、広報紙、インターネットで調べることができない。もう少し工夫をして欲しい。」といった意見がありました。

コミュニケーションの支援においては、障がいの特性に合わせたきめ細かい支援が求められています。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先



■■基本方針■■

情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

■■取り組み内容■■

(1)情報提供のバリアフリー化の推進

項目	取り組み内容
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や団体情報、イベント情報など様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、サービスガイド、広報させば朗読CD版の配布を行うほか、市ホームページを活用した情報提供のさらなる充実を図ります。 また、点字や拡大文字の使用など情報の受け手に配慮した情報提供を行います。

(2)コミュニケーションの支援の充実

項目	取り組み内容
コミュニケーション支援とその担い手の確保	聴覚に障がいがあり、意思疎通で障がいのある人に対し、必要な派遣を行うとともに、これらコミュニケーション支援のため、手話、要約筆記の担い手の育成に努めます。

第5章 障がい福祉・障がい児福祉サービス 等の事業量の見込み

1 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数値	考え方
入所者数（基準値）	434 人	平成 28 年度末の人数（A）
目標年度入所者数	425 人	平成 32 年度末時点の利用見込み（B）
入所者数削減目標値	9 人	$(A) - (B) = (C)$
	2%	$(C) \div (A) = (D)$ （国の基準 2%以上）
入所施設からの地域生活移行者目標値	40 人	施設入所からグループホーム等への移行者数（E）
	9%	$(E) \div (A)$ （国の基準 9%以上）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域移行を進めるにあたり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、平成 32 年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点を平成 32 年度末までに少なくとも一つ整備することを基本とします。

4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数値	考え方
年間一般就労移行者数 (基準値)	36 人	福祉施設の利用者のうち、平成 28 年度中に一般就労した人の数
目標値 (目標年度の年間一般就労移行者数)	54 人	福祉施設の利用者のうち、平成 32 年度中に一般就労する人の数 (国の基準 : 平成 28 年度の基準値の 1.5 倍以上)
就労移行支援事業利用者数 (基準値)	156 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数
目標値 (目標年度の就労移行支援事業利用者数)	188 人	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数 (国の基準 : 平成 28 年度の基準値の 1.2 倍以上)

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざします。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、児童発達支援センターを市内に1か所設置しています。また、保育所等訪問支援をより利用できる体制を構築することを基本とします。
- ② 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をより利用できるようにすることを基本とします。
- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

※成果目標の数値割合や期限等については、国の基本方針に準じたものです。

2 活動指標の設定

1 訪問系サービス

■ 内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■ 見込み量

月平均利用量、利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護等	時間	4,680	4,307	4,187	4,087
	人	258	237	229	222
(居宅介護)	時間	2,057	1,773	1,613	1,468
	人	206	184	173	163
(重度訪問介護)	時間	2,284	2,166	2,166	2,166
	人	18	18	18	18
(同行援護)	時間	305	332	372	417
	人	32	33	36	39
(行動援護)	時間	34	36	36	36
	人	2	2	2	2
(重度障害者等包括支援)	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

2 日中活動・訓練・就労系サービス

■ 内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要である障がいのある人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型＝雇用型・B型＝非雇用型)	(A型) 就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。 (B型) 年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援 (新規)	就労に向けた一定の支援を受けて一般企業等に新たに雇用された人に対して、一定の期間、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等の連絡調整等を行うサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

サービス名	内容
短期入所 (福祉型・ 医療型)	居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。障害者支援施設等において実施可能な「福祉型」と病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能な「医療型」があります。

■見込み量

月平均利用量、利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日	15,986	15,900	15,900	15,900
	人	893	883	883	883
自立訓練(機能訓練)	人日	20	21	21	21
	人	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	345	317	317	317
	人	19	18	18	18
就労移行支援	人日	2,466	2,597	2,727	2,863
	人	134	146	153	161
就労継続支援(A型)	人日	4,163	4,442	4,725	5,019
	人	199	212	225	239
就労継続支援(B型)	人日	15,165	15,859	16,819	17,837
	人	790	826	876	929
就労定着支援	人	—	18	52	84
療養介護	人	92	89	89	89
短期入所(医療型)	人日	22	23	23	23
	人	6	6	6	6
短期入所(福祉型)	人日	361	384	426	467
	人	51	53	59	65

3 居住・施設系サービス

■ 内容

サービス名	内容
自立生活援助 (新規)	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人などが居宅における自立した生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問、または随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活援助は、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

■ 見込み量

月平均利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人	—	3	6	7
共同生活援助	人	480	497	517	538
施設入所支援	人	431	429	429	429

4 相談支援

■ 内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。
地域相談支援 (地域移行支援・ 地域定着支援)	(地域移行支援) 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。 (地域定着支援) 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

■ 見込み量

月平均利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	443	441	441	441
地域移行支援	人	3	3	4	5
地域定着支援	人	0	0	0	0

5 障がいのある児童への支援

■ 内容

サービス名	内容
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
医療型 児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援 (新規)	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
障害児相談支援 (障害児支援利用 援助・継続障害児 支援利用援助)	障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもに対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

■ ■ 見込み量

月平均利用量、利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日	789	847	906	970
	人	97	101	110	120
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	—	15	15	15
	人	—	2	2	2
放課後等デイサービス	人日	5,240	6,489	7,854	9,506
	人	529	636	770	932
保育所等訪問支援	人日	1	3	3	3
	人	1	2	2	2
障害児相談支援	人	120	130	140	151

6 地域生活支援事業

【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

■ 実施時期

サービス名	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者啓発事業	○	○	○	○
発達障がい支援事業	○	○	○	○
街かどのふれあいバザール	○	○	○	○

②自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

■ 実施時期

サービス名	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
心の健康づくりボランティア講座	○	—	○	—
精神障がい者家族会支援事業	○	○	○	○
知的障がい者社会参加促進事業	○	○	○	○
聴覚障がい者生活支援事業	○	○	○	○
(精神障がい)当事者支援事業	○	○	○	○

③相談支援事業

■ 内容

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■ 実施時期

サービス名	平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業 箇所	4	4	4	4
基幹相談支援センター	—	—	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	—	—	—	—

※基幹相談支援センター及び住宅入居等支援事業については、役割等の整理も含めて今後検討

実施は○
未実施は—

④成年後見制度利用支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

■ 見込み量

年間あたり利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

⑥意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業)	点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

■ 見込み量

年間あたり利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	682	658	671	684
手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3

⑦日常生活用具給付等事業

■ 内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活を営むことに支障がある障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ 見込み量

年間あたり利用件数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	18	20	20	20
自立生活支援用具	件	26	39	39	39
在宅療養等支援用具	件	44	39	39	39
情報・意思疎通支援用具	件	84	66	66	66
排泄管理支援用具	件	5,929	6,078	6,229	6,385
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	4	7	7	7

⑧手話奉仕員養成研修事業

■ 内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■ 見込み量

年間あたり利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	34	37	40	43

⑨移動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

■ 見込み量

月平均利用量、利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間	508	493	508	508
	人	66	64	66	66

⑩地域活動支援センター

■ 内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	利用者に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

■ 見込み量

月平均利用日数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2
	日	714	714	714	714

⑪障害児等療育支援事業

■ 内容

サービス名	内容
障害児等療育支援事業	障がい児の地域での生活を支えるため、障がい児が通う園や学校等を医師やセラピストなどが訪問して施設での様子を確認し、情報交換や助言を行う「訪問療育」・「施設支援」、外来による専門的な療育相談・指導を行う「外来療育」のほか、各種障がい児親の会が行う療育サークルや勉強会への指導者派遣などをサポートします。

■ 見込み量

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1

⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

■ 内容

サービス名	内容
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	(手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業)手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

■ 見込み量

月平均利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(登録見込み者数)	人	50	53	56	59
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(登録見込み者数)	人	15	15	15	15

⑬専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

■ ■ 内容

サービス名	内容
専門性の高い意思疎通 支援を行う者の 派遣事業	手話通訳者または要約筆記者について、障がい者団体などの会議 や研修への派遣、専門性の高い分野での派遣を行います。また、 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。

■ ■ 見込み量

月平均利用人数

サービス名		平成 29 年 度見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業（実利用見込み 者数）	人	682	658	671	684
盲ろう者向け通訳・介助 員派遣事業（実利用見込 み者数）	人	352	355	362	370

【任意事業】

⑭ 日中一時支援事業

■ ■ 内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

■ ■ 見込み量

月平均利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人	32	34	34	34

⑮ 訪問入浴サービス事業

■ ■ 内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る事業を実施します。

■ ■ 見込み量

月平均利用人数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	人	3	4	4	4

⑩社会参加事業

■ 内容

サービス名	内容
自動車運転免許 取得事業、 自動車改造費助成 事業	自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がいのある人への支援により、社会参加を促進していきます。

■ 見込み量

年間あたり利用件数

サービス名		平成 29 年度 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得 事業	件	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	件	6	7	7	7

資料編

1 佐世保市保健福祉審議会条例

○佐世保市保健福祉審議会条例

平成 27 年 12 月 18 日条例第 86 号

佐世保市保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する佐世保市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について、法及び社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか、保健福祉に関し、市長が必要と認める事項（法令又は他の条例の規定により審議会以外の機関で調査審議することとされている事項を除く。）を調査審議できるものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を行う委員)

第 5 条 審議会の委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員が調査審議する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、当該臨時委員は、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 7 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。第 5 項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会のときは、委員及び臨時委員。第 4 項において同じ。）の互選によってこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。
- 5 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 専門分科会の会議は、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設けられる審査部会に、部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、その事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。
- 4 審査部会の会議は、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

- 2 専門分科会及び審査部会の庶務は、当該専門分科会及び審査部会の関係課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 審議会の委員の任命に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(佐世保市保健・医療・福祉審議会条例の廃止)

- 3 佐世保市保健・医療・福祉審議会条例（平成8年条例第22号）は、廃止する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

- 4 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2 佐世保市保健福祉審議会

障がい者福祉専門分科会委員名簿

区分	氏 名	団 体 名	役 職 等	備 考
委員	村山 隆之	佐世保市肢体障害者協会	会 長	
委員	宮原 明夫	佐世保市医師会	精神科（病院） 会会長	
委員	高島 恭子	長崎国際大学	人間社会学部 准教授	
委員	七條 定義	佐世保市視覚障害者協会	会長代行	
委員	加福 純一	長崎県ろうあ協会佐世保支部	事務局長	
委員	久保 寿光	佐世保市内部障害者協議会	会 長	
委員	佐藤 友保	佐世保市手をつなぐ育成会	事務長	
委員	尾形 篤子	佐世保地区精神障がい者家族 会ゆみはり会	副会長	
委員	西岡 哲男	長崎県立佐世保特別支援学校	校 長	
委員	松田 律子	佐世保地区障がい者就労支援 協議会	代 表	
委員	永石 泰昭	佐世保市社会福祉協議会	常務理事	計画策定期間 (H28～29 年度) のみ
臨時委員	里見 典子	佐世保市相談支援事業所 連絡会	相談支援 専門員	計画策定期間 (H28～29 年度) のみ
臨時委員	秋月 幸之助 松田 律子	佐世保市民生委員児童委員 協議会連合会	理 事	計画策定期間 (H28～29 年度) のみ
臨時委員	松本 智経	長崎県北地区施設交友会	会 長	計画策定期間 (H28～29 年度) のみ
臨時委員	吉木 利徳	長崎県北地区施設交友会	通所施設代表	計画策定期間 (H28～29 年度) のみ

3 策定経過

日 付	内 容
平成 28 年 3 月 28 日	地域自立支援協議会
4 月 25 日	保健福祉審議会
4 月 25 日	第 1 回身体障害者福祉専門分科会
8 月 1 日～31 日	障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査
平成 29 年 1 月 26 日	第 3 回身体障害者福祉専門分科会
7 月 12 日	保健福祉審議会
7 月 24 日	第 2 回障がい者福祉専門分科会
8 月 28 日	第 3 回障がい者福祉専門分科会
10 月 24 日	第 4 回障がい者福祉専門分科会
11 月 27 日	第 5 回障がい者福祉専門分科会
12 月 13 日～ 平成 30 年 1 月 12 日	パブリックコメント実施
2 月 5 日	第 6 回障がい者福祉専門分科会

4 用語集

力行

共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会

合理的配慮：

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

サ行

成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な人を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度

タ行

地域活動支援センター：

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場

通級指導教室：

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じた特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。障がいの状態を改善・克服するための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を行う。

特別支援学級：

障がいがあることにより、通常の学級における指導ではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級

特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導ではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校

特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

ナ行

難病：

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

日常生活自立支援事業：

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業

日常生活用具：

障がいのある人などが安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具

ノーマライゼーション：

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がいのある人も、そうではない人と同様の生活ができるように支援するべき、という考え方である。また、そこから発展して、障がいのある人とそうではない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿、もしくはは通常の世界であるとする考え方としても使われることがある。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

ハ行

発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労：

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

ヤ行

ユニバーサルデザイン：

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化、国籍、言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設設備や製品などをデザインする考え方

佐世保市障がい者プラン
佐世保市障がい福祉計画・佐世保市障がい児福祉計画

編集・発行：佐世保市 保健福祉部 障がい福祉課

〒857-0042

長崎県佐世保市高砂町5番1号

佐世保市中央保健福祉センター すこやかプラザ

TEL：0956-24-1111

FAX：0956-25-2281